

令和 7 年度

久留米市水防計画
(案)

久 留 米 市

目 次

第1章 総 則	
第1節 目的	1
第2節 安全配慮	1
第2章 水防機構及び水防事務	
第1節 情報収集体制	1
第2節 警戒準備体制	2
第3節 災害警戒本部	2
第4節 水防本部	5
第3章 重要水防区域	
第1節 国管理河川重要水防箇所	6
第2節 県管理河川水防箇所	6
第3節 市管理河川水防箇所及び浸水想定地域内地下街等	6
第4章 連絡通報組織	
第1節 情報の伝達手段	6
第2節 決壊等の通報	8
第3節 流木発生に係る情報連絡	8
第4節 地下空間管理者への情報伝達	9
第5節 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の周知	9
第6節 土砂災害警戒情報の周知	10
第7節 水門閉鎖情報の周知	10
第5章 水防活動	
第1節 非常配備体制	11
第2節 都市施設対策部、消防団部及び総合支所対策部の出動	11
第3節 監視及び警戒	11
第4節 自衛隊及び警察官への出動要請	12
第5節 消防機関等への応援要請	12
第6節 河川管理者による水防活動への協力	13
第7節 水門、排・取水門（樋門、樋管）等及び排水施設の操作	13
第8節 重要公共施設	13
第6章 水防倉庫及び水防機械器具等並びに土砂採取	
第1節 水防倉庫の位置、水防機械器具及び備蓄資材	14
第2節 土砂採取について	14

第3節 資材の取扱い	14
第7章 輸送道路及び車両	14
第8章 水防信号及び腕章並びに緊急通行標章	
第1節 水防信号	15
第2節 腕章及び緊急通行標章	15
第9章 水防報告及び記録	
第1節 水防報告	15
第2節 水防記録	16
第10章 水防に関する広報	17
参考資料	
久留米市水防協議会条例	19
水防協議会委員及び幹事	20
別表第1 国管理河川重要水防箇所一覧表	21
別表第2 県管理（中、小）河川水防箇所	27
別表第3 市管理河川水防箇所及び浸水想定地域内地下街等	28
別表第4 水防警報の種類と条件	29
別表第5 水防警報の基準とする水位観測所・県管理河川水位観測所・水防警報 対象量水標と条件	30
別表第6 久留米市消防団管轄区域一覧表	32
別表第7 避難所及び収容等に関する計画	33
別表第8 消防相互応援協定の締結状況	41
別表第9 排水機等の管理者一覧表	42
別表第10 水防資機材一覧表	47
別表第11 水防資材等保有業者一覧表	52
別表第12 配備体制報告書	53
別表第13 水防活動実施報告書	54
別表第14 水防日誌	55
関係機関等連絡通報系統図	56
関係機関・団体連絡先一覧表	57
別添資料1 久留米市災害対策本部等配置人員（動員計画）	58
別添資料2 久留米市災害対策本部（水防本部）組織図	59
別添資料3 久留米市災害対策本部（水防本部）事務分掌表	60
別添資料4 水害時の避難情報発令基準	65

令和 7 年度 久留米市水防計画

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、久留米市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、久留米市の地域にかかる河川の洪水、内水又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 安全配慮

洪水、内水又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

第 2 章 水防機構及び水防事務

第 1 節 情報収集体制

1 情報収集体制の設置

防災対策課長は、気象状況等により必要があると認める場合は、情報収集体制を設置する。

2 設置基準

- (1) 梅雨期、台風接近時などで、久留米市に大雨、洪水又は強風注意報が発表されたとき。（警戒レベル 2）
- (2) その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。

3 設置場所

情報収集体制は、総務部防災対策課に置く。

4 職員の配備

総務部防災対策課において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。

① 責任者

防災対策課長補佐

② 配備

防災対策課職員 1 名及び応援職員 1 名（必要に応じて、各対策部に情報収集要員の配備を依頼する。）

5 廃止基準

対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき。

第2節 警戒準備体制

1 警戒準備体制の設置

防災対策担当部長は、気象状況等により必要があると認める場合は、警戒準備体制を設置する。

2 設置基準

- (1) 久留米市に大雨、洪水又は暴風警報等が発表されたとき。
- (2) その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。

3 設置場所

警戒準備体制は、総務部防災対策課に置く。

4 職員の配備

応急対策並びに被害が拡大した場合の準備等のために、必要に応じて水防本部の一部の部を置く。

① 責任者

防災対策課長

② 配備

各部において、久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）に基づく要員配備を行う。（別添資料1）

5 指揮の権限

防災対策課長は、警戒準備体制の指揮を行う。

6 廃止基準

対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。

第3節 災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置

防災担当の副市長は、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

2 設置基準

- (1) 久留米市民に対し、高齢者等避難を発令したとき。（警戒レベル3）

- (2) 台風接近により、自主避難所を開設するとき。
- (3) 災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、警戒準備体制では対応が困難なとき。

3 設置場所

災害警戒本部は、総務部防災対策課に置く。

4 職員の配備

応急対策並びに被害が拡大した場合の水防本部設置に備えて、水防本部と同等の部を置く。

① 責任者

防災対策担当部長

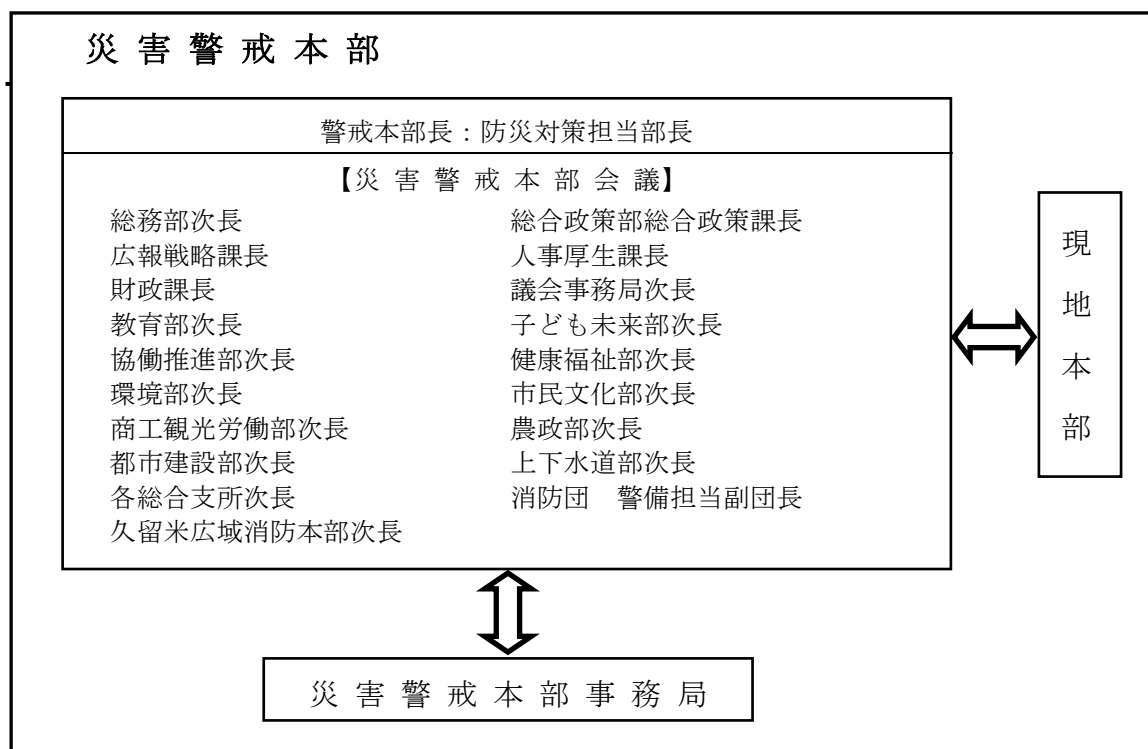
② 配備

各部において、久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）に基づく要員配備を行う。（別添資料１）

5 災害警戒本部組織（図１）

災害警戒本部は、防災対策担当部長を警戒本部長とし、その下に災害警戒本部会議、災害警戒本部事務局を置くとともに、必要に応じて現地本部を置く。

（図１）災害警戒本部機構



6 指揮の権限

警戒本部長は、災害警戒本部の指揮を行うが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、総務部次長がこれを行う。

7 災害警戒本部事務分掌

本部会議	1 気象、災害情報の分析に関すること。 2 現地本部設置前の警戒作業計画に関すること。 3 現地本部の設置の決定及び解散に関すること。 4 現地本部派遣職員の任命に関すること。 5 水防活動及び作業員の動員計画に関すること。 6 住民への情報伝達及び広報に関すること。 7 住民の避難（避難指示及び避難所開設等）に関すること。 8 その他防災上必要な事項の決定に関すること。
本部事務局	1 本部会議決定事項の事務処理に関すること。 2 気象、災害情報の収集、統計事務等に関すること。 3 車輛の配備及び物品調達に関すること。 4 県、関係機関及び市各部課との連絡調整に関すること。
現地本部	1 本部事務局への情報提供に関すること。 2 水防作業の技術指導に関すること。 3 団員及び作業員の把握に関すること。 4 水防資材及び食糧等の調達並びにその受入事務に関すること。

8 住民の避難

警戒本部長は、別に定める避難情報発令基準に基づいて避難指示を発令するとき、又は緊急のため水防本部を開催するいとまがないときは、市長の承認を得て避難指示を発令及び解除する。

9 災害警戒本部の解散

警戒本部長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、防災担当の副市長の承認を得て災害警戒本部を解散する。

10 水防本部への移行

市長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から水防本部への移行を決定する。

第4節 水防本部

1 水防本部の設置

市長は、気象状況又は水位状況等により災害警戒本部では対処できないと判断した

場合は、水防本部を設置する。（警戒レベル４）

また、必要に応じ水防本部の活動拠点として、河川防災ステーションを活用する。

2 設置場所

水防本部は、久留米市役所内に置く。

3 職員の配備

(1) 責任者

市長（水防本部長）

(2) 配備

各部において、久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）に基づく要員配備を行う。（別添資料１）

4 水防本部組織

水防本部は、市長を本部長とし、その下に各対策部を置く。水防本部の組織は、久留米市地域防災計画の災害対策本部組織によるものとする。（別添資料２）

5 指揮の権限

水防本部の指揮は、水防本部長が行うが、水防本部長の判断を仰ぐことができない場合は、久留米市地域防災計画に定める災害対策本部の権限の委任によるものとする。災害対策本部の権限の委任（久留米市地域防災計画抜粋）

第１位	防災担当の副本部長	第２位	その他の副本部長
第３位	総合政策部長	第４位	総務部長
第５位	協働推進部長	第６位	市民文化部長

6 水防本部会議

水防本部長は、水害応急対策に関する基本方針その他の重要事項を審査決定するため、本部会議を招集する。

7 水防本部事務分掌

各部の活動内容は、久留米市地域防災計画の災害対策本部事務分掌によるものとする。（別添資料３）

8 災害対策本部の設置

水防本部長は、総合的な対策が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。災害対策本部の組織及び活動は、「久留米市地域防災計画」によるものとする。

9 水防本部の解散

水防本部長は、災害対策本部が設置されたとき、又は事態が終息したときは、水防本部を解散する。

第3章 重要水防区域

重要水防区域は、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所（以下「筑後川河川事務所」という。）及び福岡県久留米県土整備事務所（以下「久留米県土整備事務所」という。）作成の水防計画書等に基づくものとする。

第1節 国管理河川重要水防箇所・・・・・・・・・・別表第1のとおり

第2節 県管理河川水防箇所・・・・・・・・・・別表第2のとおり

第3節 市管理河川水防箇所及び浸水想定地域内地下街等・・・・別表第3のとおり

第4章 連絡通報組織

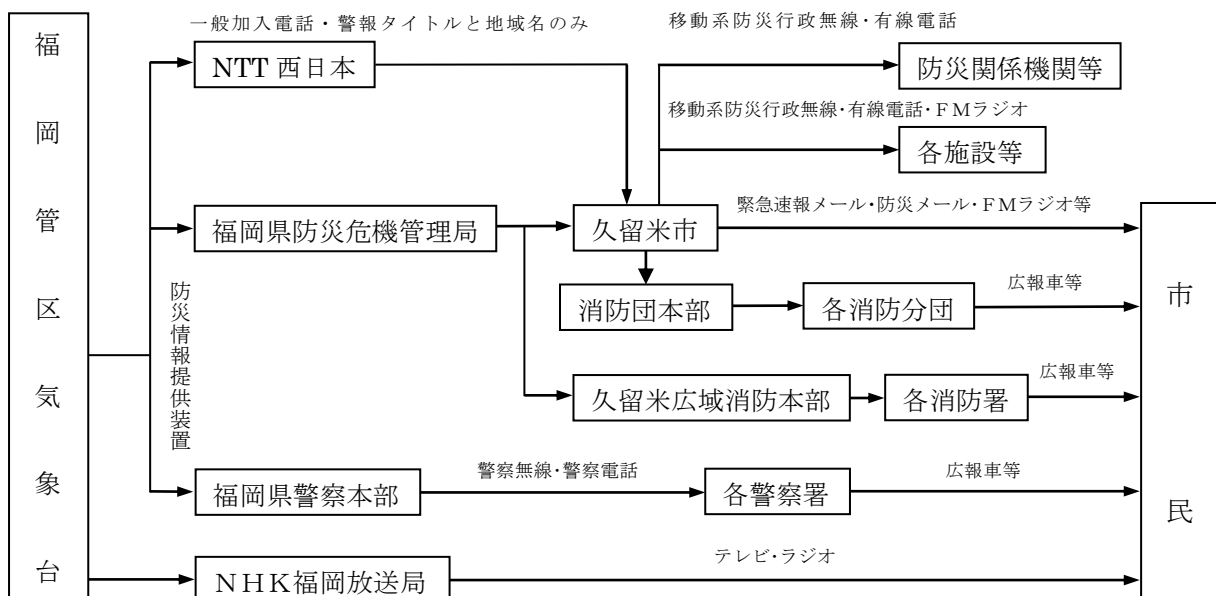
第1節 情報の伝達手段

気象予警報及び水防警報（別表第4、第5）を確実に収受し、状況に応じ迅速に市民及び関係団体等へ情報伝達を行う。

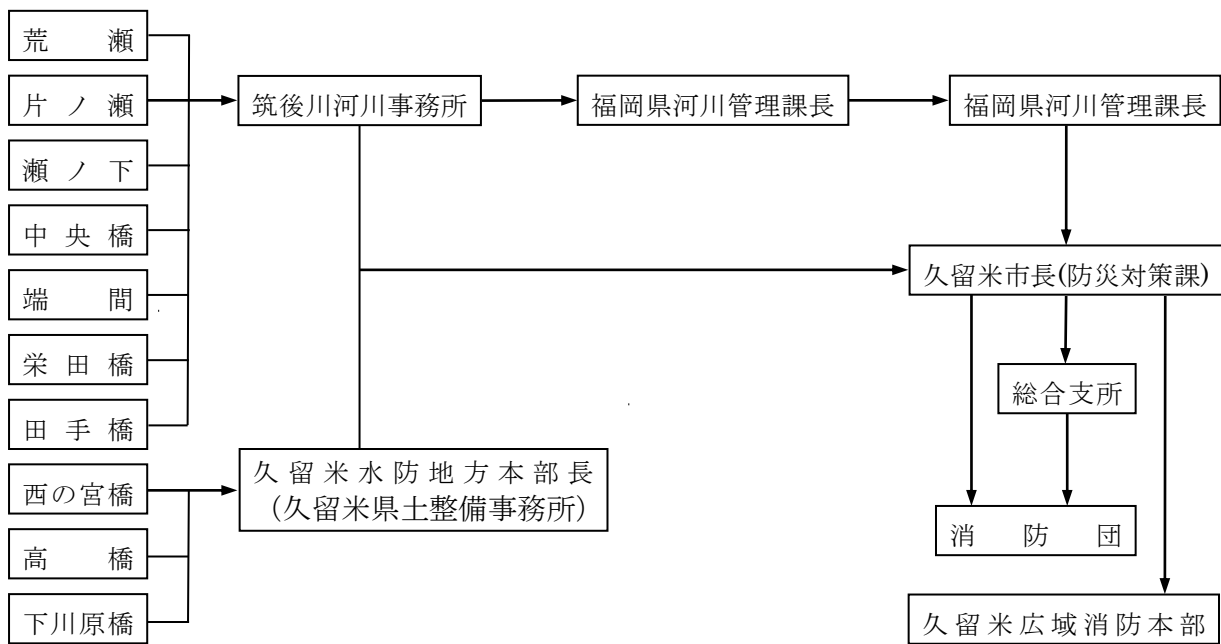
市民への情報伝達手段としては、「久留米市防災行政無線」の連絡網を活用するとともに、リアルタイムな情報提供媒体として、ドリームスFM（災害放送・緊急割込放送）、CRCCメディア（くーみんテレビ）等のマスメディア、防災メール、電話（FAX）、久留米市HP、久留米市LINE及び広報車の活用を図る。

また、福岡県及び県内市町村への連絡通報は、「福岡県防災行政通信ネットワークシステム」を活用する。

【気象情報等の伝達経路】



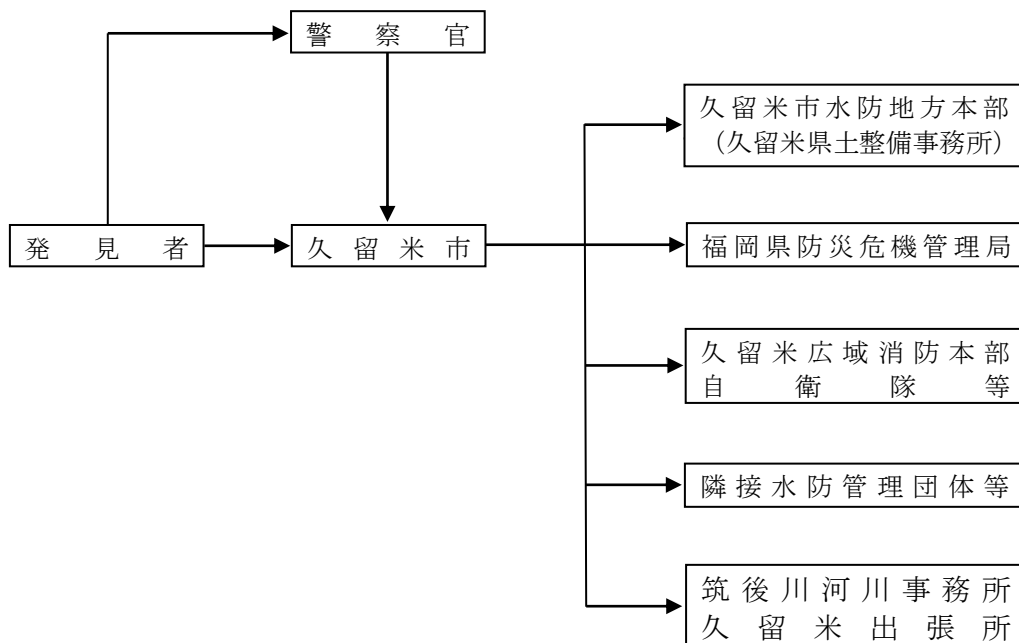
【水防警報連絡系統図】



第2節 決壊等の通報

久留米市は、堤防等の決壊又はこれに準ずる危険な事態を覚知した場合は、直ちに久留米水防地方本部（久留米県土整備事務所）、福岡県防災危機管理局及びその他関係機関に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

【異常現象発見時（水防時）の通報の流れ】

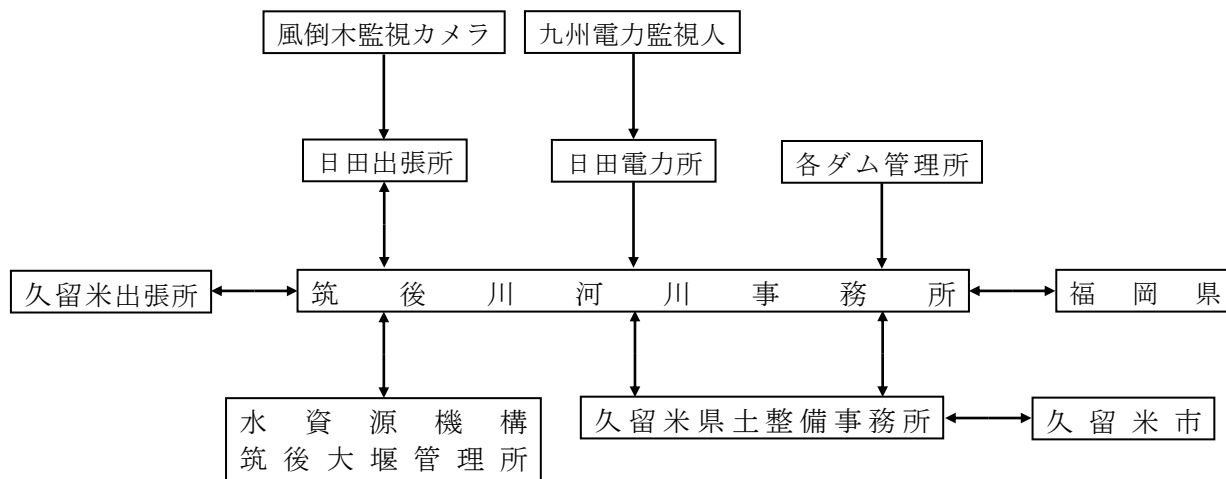


第3節 流木発生に係る情報連絡

風倒木の流出に伴う二次災害を未然に防止、軽減するために、出水時の山腹崩壊、流木発生及び橋梁地点の流木堆積情報等を入手した場合は、下図の連絡体制により、関係団体に迅速かつ正確に情報を伝達する。

なお、情報の伝達手段については、電話及びFAXを原則とする。

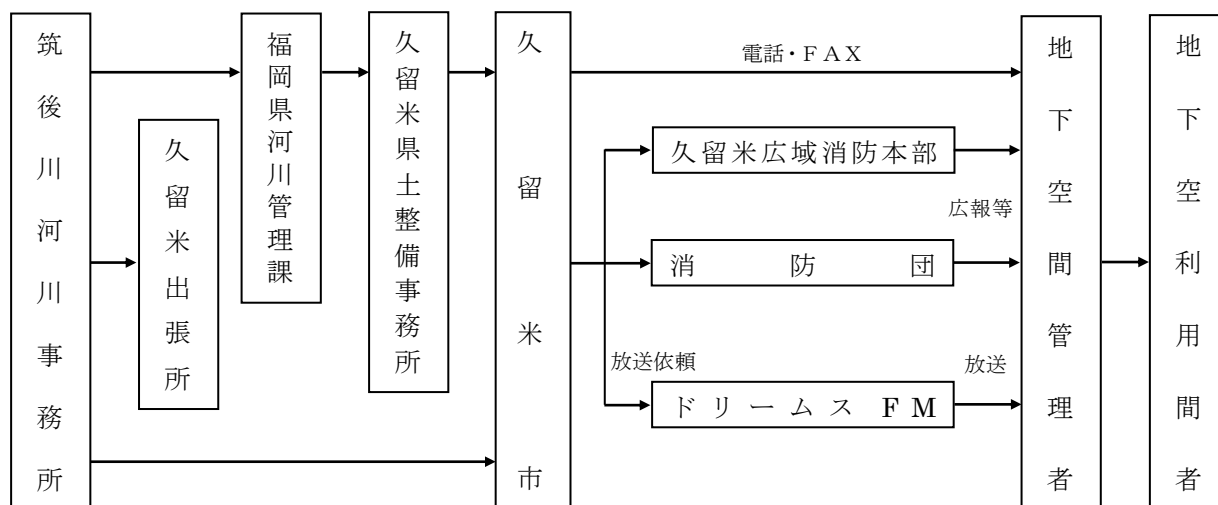
また、危機管理の観点から筑後川沿線の県、市町村等が情報を共有できるよう伝達する。



第4節 地下空間管理者への情報伝達

不特定かつ多数の者が利用する地下施設において、浸水被害が発生するおそれがある場合は、地下空間管理者へ浸水の危険性に関する情報等を伝達する。

【地下空間管理者への情報連絡体制】

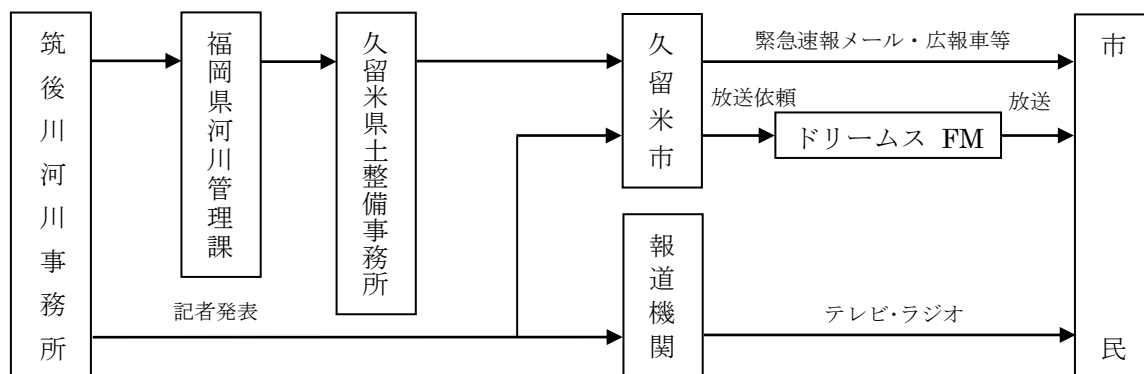


第5節 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の周知

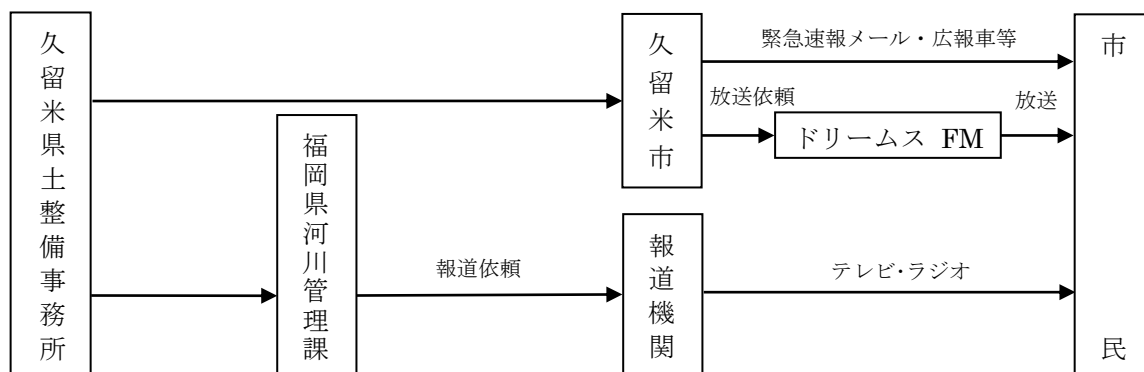
筑後川河川事務所長及び久留米県土整備事務所長から、水位観測地点（別表第5）において避難判断水位（特別警戒水位）、氾濫危険水位・計画高水位到達情報が通知された場合は、速やかに市民への周知を図るものとする。

【避難判断水位（特別警戒水位）連絡系統図】

〈国管理河川〉



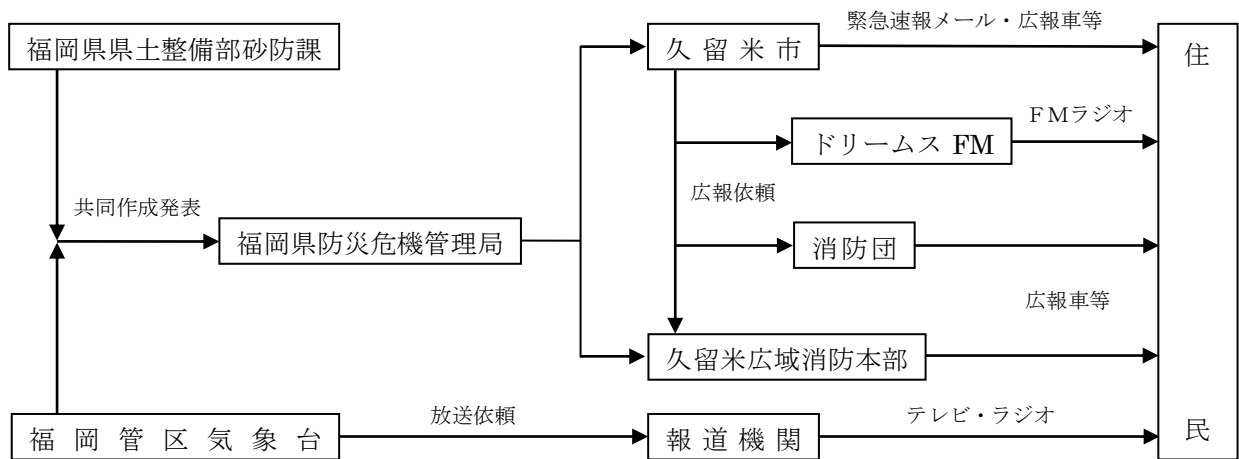
〈県管理河川〉



第6節 土砂災害警戒情報の周知

福岡管区气象台及び福岡県県土整備部砂防課の共同により、土砂災害警戒情報が通知された場合は、速やかに住民への周知を図るものとする。

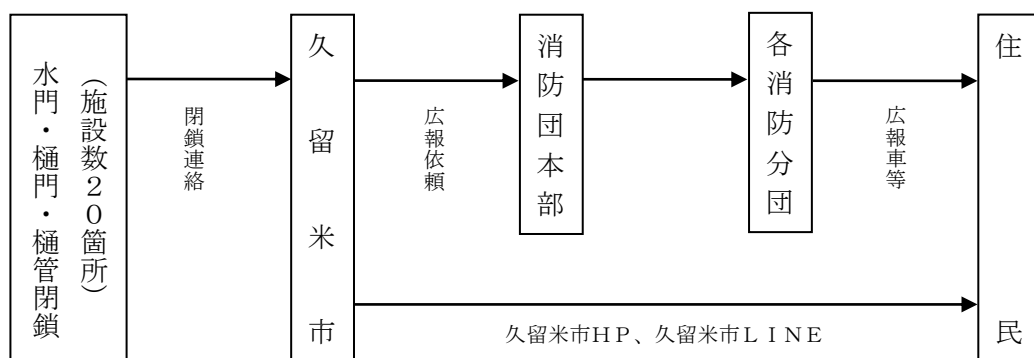
【土砂災害警戒情報連絡系統図】



第7節 水門閉鎖情報の周知

筑後川・巨瀬川・宝満川の増水により、主要な施設20箇所の水門が閉鎖された場合は、速やかに支川流域の住民へ水門閉鎖情報の周知を図る。

【水門閉鎖情報連絡系統図】



第5章 水防活動

第1節 非常配置体制

各配置体制を組織する所属職員等は、次の配置体制区分（指令）に基づいて、活動するものとする。

なお、消防団の管轄区域・河川等は、別表第6のとおりとする。

配置体制区分	配 置 基 準	配 置 体 制
第1配置 (第1号指令)	災害警戒本部が 設置されたとき	災害警戒本部要員をもって、必要に応じ巡視、警戒、情報収集にあたりるとともに事態の推移によっては、直ちに招集できる体制をとる。 また、消防団対策部長が指示する人員を各消防団格納庫に待機させ、団員を招集できる体制をとる。
第2配置 (第2号指令)	水防本部が設置 されたとき	第1配置体制では対処できない場合に水防本部要員をもって、災害警戒及び応急対策にあたる。 また、消防団対策部長が指示する人員を各消防団格納庫に待機させ、必要に応じ警戒監視及び水防活動にあたる。
第3配置 (第3号指令)	災害対策本部が 設置されたとき 第1配備 第2配備 第3配備	第2配置体制では対処できず、総合的対策が必要な場合に災害対策本部配備要員をもって、災害応急復旧対策にあたる。 また、消防団対策部全員で、水防活動にあたる。

第2節 都市施設対策部、消防団対策部及び総合支所対策部の出動

水防本部長は、水防警報が発せられたとき又は水防上必要があると認める場合は、都市施設対策部、消防団対策部及び総合支所対策部を出動させ、警戒配置につかせる。

第3節 監視及び警戒

1 常時監視

消防団対策部長は、気象状況等により監視員に区域内を常時巡視させ、河川、堤防、ため池その他水防上危険であると認める箇所があるときは、直ちに水防管理者に報告しなければならない。

2 非常警戒

都市施設対策部長、消防団対策部長及び総合支所対策部長は、出動命令を受けたときから水防区域の監視及び警戒を充分に行い、過去の被害箇所その他特に必要と認められる箇所を中心に巡回し、異常を発見した場合は直ちに水防本部長に報告するとともに水防作業を開始する。

3 警戒区域の設定

消防団対策部長及び消防団員は、水防上緊急の必要がある場合は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の警戒区域内への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

4 水防活動への従事

水防本部長又は消防団対策部長は、水防のためやむを得ない場合は、水防区域に居住する者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

5 避難誘導

水防本部長は、住民の生命及び身体に著しい危険が切迫していると認める場合は、避難指示を発することができる。この場合、水防本部長は、直ちに各所轄警察署長及び久留米広域消防本部（以下「消防本部」という。）に通知しなければならない。

なお、消防団対策部は、避難指示が発せられたときは、指定された避難場所（別表第7）へ避難者を誘導する。

第4節 自衛隊及び警察官への出動要請

- 1 水防本部長は、水防上必要があると認める場合は、自衛隊及び警察官の出動を要請する。
- 2 自衛隊への災害派遣要請の手続きは、久留米市地域防災計画によるものとする。
- 3 警察官の出動要請については、水防法第22条の規定に基づき、所轄警察署長に対して要請するものとする。

第5節 消防機関等への応援要請

- 1 水防本部長は、水防上必要と認める場合は、消防本部及び関係市町村（別表第8）の消防機関に応援を要請する。
- 2 関係市町村の消防機関への応援要請は、協定事項に基づき行うものとする。

第6節 河川管理者による水防活動への協力

河川管理者（筑後川河川事務所及び久留米県土整備事務所）による水位情報の提供、水防資器材の貸与及び水防訓練への参加等の水防活動への協力事項については、河川管理者と協議し定めるものとする。

第7節 排水施設及び水門、排・取水門（樋門、樋管）等の操作

1 排水ポンプ場（排水機場）

管理責任者（都市建設部公園土木管理事務所長、上下水道部下水道施設課長）は、下記事項の適正化を図り運転に万全を期するよう管理者（別表第9）に指示する。

- (1) 事故防止
- (2) 運転開始、停止時期の適正化
- (3) 水位変化及び運転の記録
- (4) その他必要な事項

2 水門の開閉

管理責任者（都市建設部公園土木管理事務所長、上下水道部下水道施設課長、総合支所（三潴総合支所を除く。）環境建設課長）は、常に水位の変動を監視し、適正な操作を管理者（別表第9）に指示する。

なお、水防本部長は、筑後川河川事務所長や久留米県土整備事務所長からの連絡を受けたときは、公園土木班長に対し市内の水門等の操作を命ずるものとする。

3 井ぜき等

農政部農村森林整備課長は、市内中小河川にある井ぜきの適時開閉について、その責任者と連絡を密にして適正な指示をする。

4 国及び県管理施設

管理責任者（都市建設部公園土木管理事務所長、総合支所環境建設課長）は、国土交通省及び福岡県が管理する水門、排・取水門（樋門、樋管）等について、関係機関と連絡を密にして万全な体制を図る。

第8節 重要公共施設

水道、学校その他重要公共施設の長は、施設ごとに所属職員をもって警戒にあたらせ、水防上必要があると認める場合は、直ちに水防本部長に報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。

第6章 水防倉庫及び水防機械器具等並びに土砂採取

第1節 水防倉庫の位置、水防機械器具及び備蓄資材

水防倉庫の位置、水防機械器具及び備蓄資材は、別表第10による。

第2節 土砂採取について

土砂採取については、災害警戒本部、現地本部又は水防本部にて交渉し決定する。

第3節 資材の取扱い

- 1 資材の引渡しは、現地本部員の指示及び決定によることとする。
- 2 資材確保のため、管理責任者（契約課長、総合支所環境建設課長）は、水防区域所在の資材業者（別表第11）の手持量をあらかじめ調査し、緊急時における補給に支障のないようにしておく。

第7章 輸送道路及び車両

水防における輸送道路は、久留米市地域防災計画によるものとする。

第8章 水防信号及び腕章並びに緊急通行標章

第1節 水防信号

水防信号に用いる信号は、次のとおりとする。

種類	説 明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。 筑後川瀬ノ下町地点水位（5.0m）	○休止 ○休止 ○休止 (1点打)	○— 休止 ○— 約5秒 約15秒 約5秒
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が、出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ (3点打)	○— 休止 ○— 約5秒 約6秒 約5秒
第三信号	市の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ (4点打)	○— 休止 ○— 約10秒 約5秒 約10秒
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの。	乱 打	○— 休止 ○— 約1分 約5秒 約1分

- 1 信号は適時の時間継続する。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。
- 3 危険が解消したと確認したときは、口頭伝達、広報車及び防災行政無線等により周知させる。

第2節 腕章及び緊急通行標章

1 腕章

水防に従事する本部員は、水防現場へ出動するとき、標識として腕章をつけることとする。

2 緊急通行及び標章

水防活動のため優先して通行する車両には、久留米市地域防災計画に定める緊急通行標章を掲示することとする。

第9章 水防報告及び記録

第1節 水防報告

1 県知事への報告

- (1) 水防本部長は、水防活動を開始したとき、又は水防法第29条の規定により避難指示を発したときは、直ちに県知事に報告する。
- (2) 水防本部長は、水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下となり水防警戒の必要がなくなったときは、水防本部体制を解散し、直ちにこれを市民に周知させるとともに県知事へ報告する。

2 水防本部長への報告

水防本部体制から常時に復したときは、各部部長は、久留米市地域防災計画に基づく報告及び次に掲げる事項について、速やかに統括部長を経て水防本部長へ報告しなければならない。

事 項	関 係 部
1 天候の状況	統括部
2 水位増減の状況	〃
3 水防本部に属する者の配備完了時刻及び人員 (別表第12)	各対策部
4 人的被害の状況(被害の程度、町名、氏名、人員)	〃
5 田畑、家屋、工場、その他一般土木災害の状況	〃
6 堤防、護岸の他河川災害の状況	〃
7 堤防、その他施設の異常の有無	都市施設対策部、消防団 対策部、総合支所対策部
8 水防作業の状況(概況及び工法等)	〃
9 使用資材の種類、数量及び消耗品等の回収状況	〃
10 水防法第28条の規定による公用負担下命の種類 及び数量	統括部、都市施設対策部
11 応援の状況	統括部
12 居住者出動の状況	〃
13 警察の応援の状況	〃
14 現場指揮の官公吏員名	〃
15 立退きの状況	各対策部
16 水防関係者の死傷の有無並びに災状況	〃
17 叙勲者とその功績	〃
18 叙勲水防団とその功績	〃
19 今後の水防について考慮を要する点	〃

3 関係機関への報告

(1) 水防本部長は、福岡県災害調査報告実施要綱に基づき、被害状況等を福岡県防災危機管理局へ報告する。

(2) 水防本部長は、水防活動実施報告書(別表第13)を久留米県土整備事務所長に提出する。

第2節 水防記録

各部の班長は、「水防日誌」(別表第14)を作成し、当時の状況を明らかにしておくこととする。特に前節の水防報告に必要な事項については、詳細に記録し、報告に際して支障のないようにしておくこととする。

なお、水防日誌は、水防本部を解散したときは総務部防災対策課に引き継ぐものとする。

第10章 水防に関する広報

市民の水防に関する認識を深めるために、防災情報の伝達要領、水防信号及び避難計画等の必要な事項をあらかじめ広報し周知徹底する。

参 考 資 料

久留米市水防協議会条例

昭和35年6月3日

久留米市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第5項の規定により、久留米市水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の数)

第2条 協議会の委員（水防法第34条第3項の委員をいう。）の数は、25人以内とする。

(会長の職務及び職務の代理)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置き会長が任命し、又は委嘱する。

2 幹事は協議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水防協議会委員及び幹事

水防協議会会長

久留米市長

役 職	
委 員	陸上自衛隊第4高射特科大隊第2中隊長
	国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長
	国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所長
	福岡県久留米県土整備事務所長
	久留米警察署長
	うきは警察署長
	久留米広域消防本部消防長
	久留米市消防団長
	九州電力送配電株式会社 久留米配電事業所長
	<u>西日本電信電話株式会社 九州支店 久留米営業所長</u>
	<u>久留米市防災士会 副会長</u>
	久留米市女性防火クラブ連合会長
	久留米市議会 議長
	総務常任委員長
	久留米市消防団 部長
	久留米市消防団 部長
	久留米市 副市長
幹 事	久留米広域消防本部 救急防災課長
	久留米市 総務部 防災対策担当部長
	総務部 総務課長
	協働推進部 協働推進課長
	健康福祉部 地域福祉課長
	農政部 農村森林整備課長
	都市建設部 道路整備課長
	〃 公園土木管理事務所長
	〃 河川課長
	上下水道部 下水道整備課長
	上下水道部 下水道施設課長
	教育部 学校施設課長
	田主丸総合支所 地域振興課長
	北野総合支所 〃
	城島総合支所 〃
	三潴総合支所 〃

国管理河川重要水防箇所一覧表

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて機能に支障が生じるおそれが高く、機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、あるいは機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて機能に支障が生じる堤体の変状の生じる可能性が高いと考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて機能に支障が生じる変状の生じるおそれが高く、機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、あるいは、機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて機能に支障が生じる可能性が高いと考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施行			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
新堤防			新堤防で築造後3年以内の箇所。
破堤跡 旧川跡			破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

※水防活動の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間として、「重点区間」を設定した。
筑後川では、中期の流下能力(1/30)が50%未満かつ、堤防高(流下能力)の評価がAランクの区間。

重要水防箇所（A ランク）

河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
筑後川	久留米市城島町檜津	左岸	12K900～13K300	404m	河積不足の為、越水の恐れあり 洗掘が予想される (越水B・水衝・洗掘A)	積み土のう工 木流し工
筑後川	久留米市東合川	左岸	32K100～32K700	690m	洗掘が予想される (水衝・洗掘A)	木流し工
筑後川	久留米市善導寺町	左岸	36K900～37K225	344m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
筑後川	久留米市北野町石崎	右岸	33K100～33K300	200m	洗掘が予想される (水衝・洗掘A)	木流し工
筑後川	久留米市北野町石崎	右岸	33K300～33K700	400m	河積不足の為、越水の恐れあり 洗掘が予想される (越水B・水衝・洗掘A)	積み土のう工 木流し工
巨瀬川	久留米市善導寺町～ 田主丸町	左岸	2K100～8K500	6,402m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	8K700～9K300	600m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	9K300～9K450	150m	河積不足の為、越水の恐れあり 洗掘が予想される (越水A・水衝・洗掘B)	積み土のう工 木流し工
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	9K450～10K000	550m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市善導寺町～ 北野町日比生	右岸	0K000～2K700	2,541m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市善導寺町	右岸	2K700～2K900	278m	河積不足の為、越水の恐れあり 洗掘が予想される (越水A・水衝・洗掘B)	積み土のう工 木流し工
巨瀬川	久留米市善導寺町	右岸	2K900～3K900	995m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市善導寺町	右岸	3K900～4K100	206m	河積不足の為、越水の恐れあり 洗掘が予想される (越水A・水衝・洗掘B)	積み土のう工 木流し工
巨瀬川	久留米市善導寺町	右岸	4K100～4K300	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市田主丸町	右岸	4K300～5K700	1,400m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水A・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
巨瀬川	久留米市田主丸町	右岸	5K700～9K050	4,325m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
小石原川	久留米市北野町	左岸	-1K000～-0K700	324m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
小石原川	久留米市北野町～ 大刀洗町大字守部	左岸	0K025～1K725	1,655m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
計			18 箇所	21,665m		

重要水防箇所（B ランク）

河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
筑後川	久留米市城島町青木島 ～江島	左岸	12K150～12K550	398m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市城島町檜津	左岸	12K700～12K900	202m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市城島町檜津	左岸	13K300～14K075	801m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市梅満町 ～瀬ノ下町	左岸	23K400～24K192	859m	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工
筑後川	久留米市梅満町 ～瀬ノ下町	左岸	24K398～24K800	402m	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工
筑後川	久留米市瀬ノ下町	左岸	25K650～25K725	75m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市瀬ノ下町	左岸	26K061～26K100	39m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市太郎原町	左岸	33K900～34K100	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市北野町大城	左岸	38K150～38K700	550m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市大橋町蜷川	左岸	39K300～40K900	1,609m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市田主丸町恵利	左岸	42K900～43K100	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市田主丸町恵利	左岸	43K700～44K300	600m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市田主丸町恵利	左岸	45K276～45K400	124m	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B・基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工
筑後川	久留米市田主丸町恵利	左岸	45K400～45K750	350m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市田主丸町恵利	左岸	45K950～46K500	544m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市田主丸町野田 ～久留米市田主丸町船越	左岸	46K700～47K900	1,200m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市田主丸町船越 ～朝倉市山田	左岸	47K900～51K700	3,800m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市城島町下田	右岸	16K500～16K620	119m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
筑後川	久留米市小森野	右岸	27K100～27K300	200m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市小森野	右岸	27K300～27K425	125m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
筑後川	久留米市小森野 ～久留米市高野	右岸	27K700～28K700	1,000m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市宮ノ陣	右岸	29K900～30K350	450m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市宮ノ陣	右岸	30K350～30K700	350m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
筑後川	久留米市宮ノ陣	右岸	30K700～30K900	200m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市宮ノ陣	右岸	31K100～31K900	800m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
筑後川	久留米市北野町高良 ～久留米市北野町鳥巢	右岸	33K900～34K150	250m	河積不足の為、越水の恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市北野町高良 ～久留米市北野町鳥巢	右岸	34K150～34K200	50m	河積不足の為、越水の恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B・基礎地盤漏水B)	積み土のう工 月の輪工
筑後川	久留米市北野町高良 ～久留米市北野町鳥巢	右岸	34K200～34K450	250m	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工
筑後川	久留米市北野町鳥巢	右岸	35K000～35K250	250m	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工

河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
筑後川	久留米市北野町鳥巢	右岸	35K250～35K700	450m	河積不足の為、越水の恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B・基礎地盤漏水B)	積み土のう工 月の輪工
筑後川	久留米市北野町鳥巢	右岸	35K700～36K250	550m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市北野町中島	右岸	36K500～36K900	400m	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工
筑後川	久留米市北野町塚島	右岸	36K900～37K100	200m	河積不足の為、越水の恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B・基礎地盤漏水B)	積み土のう工 月の輪工
筑後川	久留米市北野町塚島	右岸	37K100～37K200	100m	河積不足の為、越水の恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B・基礎地盤漏水B)	積み土のう工 月の輪工
筑後川	久留米市北野町塚島	右岸	37K200～37K900	700m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市北野町金島	右岸	38K100～38K300	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
筑後川	久留米市北野町金島	右岸	38K900～39K125	196m	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工
筑後川	久留米市北野町金島	右岸	39K125～40K025	850m	河積不足の為、越水の恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B・基礎地盤漏水B)	積み土のう工 月の輪工
筑後川	久留米市北野町中川	右岸	40K300～40K475	175m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
広川	久留米市城島町内野	左岸	0K000～0K075	75m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
広川	久留米市大善寺町中津	右岸	2K500～3K350	850m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
宝満川	久留米市小森野	左岸	0K700～0K900	200m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
宝満川	久留米市小森野	左岸	1K900～2K675	775m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
高良川	久留米市合川町	左岸	0K700～1K600	844m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
高良川	久留米市合川町	右岸	0K900～1K600	644m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	8K500～8K700	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
小石原川	久留米市北野町中川 ～大刀洗町大字守部	左岸	-0K700～0K025	758m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
小石原川	久留米市北野町八重亀	右岸	-1K000～-0K700	300m	河積不足の為、越水の恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B・基礎地盤漏水B)	積み土のう工 月の輪工
小石原川	久留米市北野町中川 ～大刀洗町大字守部	右岸	-0K700～0K000	700m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
計			49箇所	25,164m		

重要水防箇所(要注意区間)

河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
筑後川	久留米市瀬ノ下町	左岸	25K508～25K650	142m	施工後3年以内(令和6年度施工)	
筑後川	久留米市瀬ノ下町	左岸	25K725～25K850	125m	施工後3年以内(令和5年度施工)	
筑後川	久留米市瀬ノ下町	左岸	25K850～26K061	211m	施工後3年以内(令和4年度施工)	
筑後川	久留米市城島町浮島	右岸	11K525～11K668	143m	施工後3年以内(令和3、4年度施工)	
筑後川	久留米市城島町出来島	右岸	12K650～12K800	150m	施工後3年以内(令和4年度施工)	
筑後川	久留米市北野町鳥巢	右岸	34K200～35K250	1,050m	施工後3年以内(令和4年度施工)	
宝満川	久留米市小森野	左岸	0K000～0K325	325m	施工後3年以内(令和4年度施工)	
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	6K900～7K225	325m	施工後3年以内(令和6年度施工)	
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	7K275～7K475	200m	施工後3年以内(令和4年度施工)	
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	7K516～7K685	169m	施工後3年以内(令和5年度施工)	
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	7K720～8K000	280m	施工後3年以内(令和3、4年度施工)	
巨瀬川	久留米市田主丸町	右岸	7K700～7K989	289m	施工後3年以内(令和3、4年度施工)	
巨瀬川	久留米市田主丸町	右岸	8K035～8K225	190m	施工後3年以内(令和6年度施工)	
巨瀬川	久留米市田主丸町	右岸	8K400～8K525	125m	施工後3年以内(令和6年度施工)	
計			14 箇所	3,724m		

重要水防箇所（重点区間）

河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	5K300～8K500	3,178m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	8K700～9K300	600m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	9K300～9K450	150m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A・水衝・洗掘B)	積み土のう工 木流し工
巨瀬川	久留米市田主丸町	左岸	9K450～10K000	550m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
巨瀬川	久留米市田主丸町	右岸	5K625～5K700	75m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水A・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
巨瀬川	久留米市田主丸町	右岸	5K700～10K000	4,309m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
計			6 箇所	8,862m		

別表第2

県管理(中・小)河川水防箇所

重要水防箇所A・B・Cは次の区分に、基準する

- A 背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設(鉄道,主要道路)があり、甚大な被害が予想されるもの。
 B 背後地に家屋あるいは、公共施設に被害が予想されるもの。
 C 背後地の農地(田畑等)に被害が予想されるもの。

河川名	左右岸別	延長	町	大字	キロ杭位置	重要度	予想される事態	水防工法
		(m)						
高良川	左右	6,200 6,200	野中 高良内		高良川橋から水車橋まで	A	洗掘	木流、捨石
大刀洗川	右	50	宮ノ陣	古賀茶屋	西の宮橋上流	B	溢水	積土のう
大谷川	左右	1,810 1,810	善導寺	木塚	県道豊田北野線から JR久大本線まで	A	溢水 崩壊	土俵羽口工 積土のう
大谷川	左右	1,000 1,000	山本	耳納	県道浮羽草野久留米線上流	A	溢水 洗掘	木流し工 積土のう
不動川	左右	2,612 2,612	善導寺	与田	藤町川合流点から 県道浮羽草野久留米線まで	B	溢水 崩壊	土俵羽口工 積土のう
藤町川	左右	830 830	善導寺	飯田	不動川合流点から 国道210号まで	A	溢水 崩壊	土俵羽口工 積土のう
発心川	左右	1,800 1,800	草野		県道蜷川草野線から JR久大本線まで	B	溢水 崩壊	積土のう
堺 川	左右	2,000 2,000	草野 田主丸	中尾	国道210号から JR久大本線まで	B	溢水	積土のう
東本川	左右	200 200	田主丸	益生田	JR久大本線上流100m 下流100m	C	溢水	積土のう
宇田貫川	左右	500 500	城島	城島 檜津	河口から	B	溢水	積土のう
宇田貫川	左右	50 50	城島	江上 上六町原	上流端500m地点下流	C	溢水	積土のう
巨瀬川	左	315	田主丸	田主丸	中央橋から馬場橋まで	A	溢水	積土のう
切通川	左	3,000	城島	下田 芦塚	佐賀県境から両国橋付近まで	B	溢水 崩壊	積土のう

【注】 位置については下流から上流まで

別表第3

市管理河川水防箇所

1日(24時間)の降雨量 A 100mm程度で被害が予想される箇所

B 200mm程度で被害が予想される箇所

C 300mm程度で被害が予想される箇所

番号	河川名	地先名(位置)	左右岸別	延長 m	予想される事態	重要度
1	安武川	安武町住吉(城島大川線から下流)	左右	440 272	断面不足で水があふれる(溢水)恐れあり	B B
2	筋違川	巨瀬川～上流1,000m	左右	1,000 1,000	堤防高不足により水があふれる(越水)恐れあり	B B
3	西本川	県管理河川東本川合流点～山苞の道迄	左右	650 650	護岸の決壊、堤防高不足により水があふれる(越水)恐れあり	B B
4	八幡川	田主丸町久大線～山苞の道迄	左右	1,050 1,050	護岸の決壊、堤防高不足により水があふれる(越水)恐れあり	B B
5	千ノ尾川	市道T794号線～県道浮羽草野久留米線迄	左右	600 600	護岸の決壊、堤防高不足により水があふれる(越水)恐れあり	B B
6	七夕川	久大線～県道浮羽草野久留米線迄	左右	300 300	堤防高不足により水があふれる(越水)恐れあり	B B
7	ひばり川	田主丸小学校下流	左右	1,500 1,500	巨瀬川のバックによる浸水(冠水)の恐れあり	B B

浸水想定地域内地下街等

施設	住所	水系
ゆめタウン久留米	新合川一丁目2-1	筑後川
久留米シティプラザ	六ツ門町8-1	筑後川

別表第4

水 防 警 報 の 種 類 と 条 件

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間（時間）が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報（氾濫注意情報）等により、または、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位（氾濫注意水位）を越えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩れ（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報（氾濫警戒情報）等により、または既に警戒水位（氾濫注意水位）を越え、災害のおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位（氾濫注意水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(筑後川河川事務所 防災業務計画)

水防警報の基準とする水位観測所（久留米市伝達分）

河川名	観測所	地先名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
筑後川	荒瀬	うきは市浮羽町大字三春	3.40 m	5.00 m	5.90 m	6.30 m
筑後川	片ノ瀬	久留米市田主丸町菅原	5.40 m	6.70 m	7.80 m	8.50 m
筑後川	瀬ノ下	久留米市瀬下町浜町上	3.50 m	5.00 m	6.80 m	7.10 m
巨瀬川	中央橋	久留米市田主丸町田主丸	1.20 m	1.90 m	2.20 m	2.54 m
巨瀬川	高橋	うきは市吉井町高橋	1.65 m	2.12 m	2.58 m	3.14 m
宝満川	端間	小郡市福童	2.40 m	3.60 m	4.00 m	4.65 m
小石原川	栄田橋	大刀洗町栄田	2.00 m	2.50 m	3.10 m	3.71 m
大刀洗川	西の宮橋	久留米市北野町十郎丸	5.67 m	6.02 m	6.12 m	6.46 m
田手川	田手橋	吉野ヶ里町田手	1.50 m	1.80 m	2.90 m	3.52 m
高良川	下川原橋	久留米市高良内町	1.17 m	1.43 m	1.84 m	2.12 m

県管理河川水位観測所（テレメーター伝達分）

河川名	観測地点	場所	通報水位	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
金丸川	飯ヶ口橋	久留米市津福本町	2.40 m	2.90 m		3.40 m
山ノ井川	十間橋	久留米市三潆町福光	3.47 m	3.60 m	3.82 m	4.05 m
池町川	西縄手橋	久留米市縄手町				

県管理河川危機管理型水位計観測所

河川名	観測地点	場所	観測開始水位	避難準備水位	避難指示水位
下弓削川	下道添橋	久留米市東合川7丁目	2.99 m	1.68 m	0.93 m
陣屋川	新近橋	久留米市北野町今山	2.67 m	1.60 m	0.60 m
山ノ井川	城島大橋	久留米市城島町内野	4.45 m		
不動川	赤岩樋管	久留米市善導寺町飯田	1.12 m		
上津荒木川	江崎橋	久留米市上津町	0.98 m		
大谷川	前江川橋	久留米市善導寺町木塚	1.99 m		
古川	石王大橋	久留米市田主丸町野田	1.26 m		
陣屋川	鬼丸橋	久留米市北野町赤司	3.83 m		
沼川	北村下橋	久留米市長門石町	3.01 m		
池町川	二の江橋	久留米市梅満町	2.05 m		
広川	大橋	久留米市大善寺町宮本	5.62 m		
宇田貫川	北ノ脇橋	久留米市城島町江上上	1.15 m		
切通川	三城橋	久留米市城島町芦塚	1.72 m	1.00 m	0.50 m

※水位は、水面から堤防天端までの高さ

※避難準備水位、避難指示水位は、避難情報発令のため久留米市で設定したもの

水防警報対象量水標と条件

対象 量水標	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除	摘要
荒瀬	水防団待機水位（指定水位：3.40m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：5.00m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：3.40m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：5.00m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：5.00m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：5.00m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	
片ノ瀬	水防団待機水位（指定水位：5.40m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：6.70m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：5.40m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：6.70m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：6.70m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：6.70m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	

対 象 量水標	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 解 除	摘要
瀬ノ下	水防団待機水位（指定水位：3.50m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：5.00m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：3.50m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：5.00m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：5.00m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：5.00m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	
中央橋	水防団待機水位（指定水位：1.20m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：1.90m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：1.20m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：1.90m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：1.90 m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：1.90 m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	
高 橋	水防団待機水位（指定水位：1.65.m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：2.12m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：1.65m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：2.12m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：2.12 m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：2.12 m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	
端 間	水防団待機水位（指定水位：2.40m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：3.60m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：2.40m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：3.60m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：3.60 m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：3.60 m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	
栄田橋	水防団待機水位（指定水位：2.00m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：2.50m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：2.00m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：2.50m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：2.50 m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：2.50 m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	
西の宮橋	水防団待機水位（指定水位：5.67m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：6.02m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：5.67m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：6.02m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：6.02 m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：6.02 m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	
田手橋	水防団待機水位（指定水位：1.50m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：1.80m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：1.50m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：1.80m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：1.80m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：1.80m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	
下川原橋	水防団待機水位（指定水位：1.17m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：1.43m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（指定水位：1.17m）に達しはん濫注意水位（警戒水位：1.43m）を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：1.43m）に達しなお上昇の見込みのあるとき。	はん濫注意水位（警戒水位：1.43m）以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	

別表第6

久留米市消防団管轄区域一覧表

久留米支団

担当班	担当分団	人員	管轄区域	管轄河川等
中央支団	1、 3、 5	270名	篠山、荘島、金丸、日吉 西国分、南薫、東国分 小森野、南校区	筑後川、金丸川 宝満川、思案橋川 池町川
	6、 7、 8			
	9、10、13			
西部支団	2、 4、 11	240名	京町、鳥飼、長門石、上津 安武、大善寺、荒木 津福校区	筑後川、金丸川、上津荒木川 桃太郎川、池町川、安武川
	14、23、24			
	25、26			
東部支団	12、15、16	270名	御井、山川、合川、高良内 青峰、宮ノ陣、山本、草野 善導寺、大橋校区	筑後川、高良川、巨瀬川、不動川 新宝満川、発心川、大谷川、草野川 大刀洗川、思案橋川
	17、18、19			
	20、21、22			

田主丸支団

担当分団	人員	管轄区域	管轄河川等
第27分団	40名	水縄校区	川原川、筋違川、東本川、西本川
第28分団	40名	竹野校区	巨瀬川、千の尾川、七夕川
第29分団	30名	川会校区	巨瀬川、古川
第30分団	30名	柴刈校区	筑後川、古川
第31分団	30名	田主丸校区	巨瀬川、川原川、ひばり川
第32分団	30名	水分校区	筑後川、古川、ひばり川
第33分団	30名	船越校区	筑後川、巨瀬川、古川
機能別消防団	50名	田主丸全域	必要に応じて

北野支団

担当分団	人員	管轄区域	管轄河川等
第34分団	30名	北野校区	筑後川、大刀洗川、陣屋川
第35分団	30名	弓削校区	筑後川、大刀洗川、陣屋川
第36分団	30名	大城校区	筑後川、巨瀬川
第37分団	30名	金島校区	筑後川、小石原川
機能別消防団	7名	北野全域	必要に応じて

城島支団

担当分団	人員	管轄区域	管轄河川等
第38分団	50名	城島・下田校区	筑後川、山ノ井川、宇田貫川
			広川、切通川、開平江川、寒水川
第39分団	45名	青木・浮島校区	筑後川、田手川、中津江川
第40分団	30名	江上校区	宇田貫川
機能別消防団	8名	城島全域	必要に応じて

三潯支団

担当分団	人員	管轄区域	管轄河川等
第41分団	30名	三潯校区	広川
第42分団	30名	犬塚校区	山ノ井川
第43分団	30名	西牟田校区	新溜池、第3孫田溜池
機能別消防団	0名	三潯全域	必要に応じて

別表7

避難所及び収容等に関する計画

避難所一覧

(1)避難所(142施設)

校区	避難所	電話番号	収容人員	炊はん能力 (有無)	所在地
長門石	総合福祉会館	0942-38-9288	1,000	有	長門石1丁目1-32
	長門石コミュニティセンター	0942-38-8858	150	〃	長門石1丁目1-47
	長門石小学校	0942-33-3015	360	〃	長門石3丁目9-12
	小計		1,510		
京町	京町小学校	0942-33-0458	280	有	京町256
	京町校区コミュニティセンター	0942-35-0171	190	〃	大石町272-5
	小計		470		
荘島	荘島体育館	0942-33-3003	400	有	荘島町11-1
	荘島小学校	0942-33-0428	270	〃	荘島町19-4
	荘島校区コミュニティセンター	0942-33-4530	140	〃	荘島町376-1
	小計		810		
篠山	城南中学校	0942-33-7295	810	無	城南町11-4
	明善高等学校	0942-32-5241	1,500	〃	城南町9-1
	市役所	0942-30-9000	500	〃	城南町15-3
	篠山小学校	0942-33-0448	460	有	篠山町270-1
	篠山コミュニティセンター	0942-32-2553	60	〃	城南町22-28
	小計		3,330		
小森野	小森野小学校	0942-33-3215	260	有	小森野5丁目21-23
	小森野校区コミュニティセンター	0942-33-2205	200	〃	小森野6丁目3-46
	小計		460		
日吉	日吉小学校	0942-33-0438	200	有	日吉町77-1
	日吉校区コミュニティセンター	0942-33-4531	100	〃	日吉町83
	小計		300		
南薫	南薫小学校	0942-33-0468	270	有	南薫西町1951-1
	櫛原中学校	0942-33-7385	540	無	東櫛原町1286-1
	南薫校区コミュニティセンター	0942-32-8163	200	有	通外町58
	小計		1,010		
金丸	金丸小学校	0942-33-0488	300	有	原古賀町28-2
	大谷会館	0942-32-3056	500	無	西町540-1
	金丸校区コミュニティセンター	0942-33-4535	100	有	原古賀町28-2
	西町教育集会所	0942-32-9260	50	〃	西町1476
	小計		950		

校区	避 難 所	電話番号	収容人員	炊はん能力 (有無)	所 在 地
鳥飼	鳥飼小学校	0942-33-0478	800	有	梅満町977
	江南中学校	0942-33-7305	590	無	梅満町637-3
	鳥飼校区コミュニティセンター	0942-33-4534	120	有	梅満町1223-1
	梅満教育集会所	0942-32-4844	50	〃	梅満町451-3
	隣 保 館	0942-35-1956	120	〃	白山町439-19
	聖マリア学院体育館	0942-35-7271	260	無	津福本町422
	小 計		1,940		
西国分	西国分小学校	0942-33-0418	470	有	諏訪野町1972-1
	諏訪中学校	0942-33-7395	600	無	東町250-1
	えーるピア久留米	0942-30-7900	470	〃	諏訪野町1830-6
	西国分校区コミュニティセンター	0942-33-4529	130	有	諏訪野町1562-1
	小 計		1,670		
東国分	東国分小学校	0942-21-9418	470	有	国分町444-1
	東国分校区コミュニティセンター	0942-22-0507	100	〃	国分町462-9
	小 計		570		
津福	津福小学校	0942-32-5260	360	有	津福今町472-31
	津福校区コミュニティセンター	0942-35-0752	120	〃	津福今町472-31
	小 計		480		
合川	合川小学校	0942-43-3815	360	有	合川町471-1
	合川校区コミュニティセンター	0942-43-4506	150	〃	合川町354-1
	くるめウス	0942-45-5042	40	無	新合川1丁目1-3
	小 計		550		
山川	山川小学校	0942-43-3921	360	有	山川追分2丁目10-2
	久留米筑水高等学校	0942-43-0461	830	〃	山川町1493
	山川校区コミュニティセンター	0942-44-0465	150	〃	山川追分2丁目10-16
	小 計		1,340		
御井	御井小学校	0942-43-7681	370	有	御井町599-2
	良山中学校	0942-43-7871	540	無	山川町37-2
	南筑高等学校	0942-43-1295	500	〃	御井町1360-5
	御井校区コミュニティセンター	0942-44-0516	220	有	御井町1600-4
	国分教育集会所	0942-43-9243	40	〃	御井町2053-1
	小 計		1,670		

校区	避 難 所	電話番号	収容人員	炊はん能力 (有無)	所 在 地
南	南小学校	0942-21-9438	290	有	南2丁目16-1
	久留米商業高等学校	0942-33-1285	1,080	無	南1丁目1-1
	南校区コミュニティセンター	0942-33-4537	140	有	南1丁目2-41
	牟田山中学校	0942-21-9448	810	無	南2丁目16-2
	小 計		2,320		
上津	上津小学校	0942-22-4015	360	有	上津町1923-3-1
	青陵中学校	0942-22-1851	590	無	藤山町1731-10
	コミュニティセンター上津校区会館	0942-21-1086	160	有	上津町2201-1
	小 計		1,110		
宮ノ陣	宮ノ陣小学校	0942-33-4315	380	有	宮ノ陣町大杜393-1
	宮ノ陣中学校	0942-33-9478	420	無	宮ノ陣町五郎丸1551-1
	宮ノ陣校区コミュニティセンター	0942-33-2659	160	有	宮ノ陣町大杜475-1
	小 計		960		
山本	山本小学校	0942-43-4415	340	有	山本町耳納90
	久留米第一自動車学校	0942-43-7512	100	無	山本町豊田1358-1
	山本校区コミュニティセンター	0942-43-8531	120	有	山本町耳納79-2
	小 計		560		
草野	草野小学校	0942-47-0043	340	有	草野町矢作496-1
	草野校区コミュニティセンター	0942-47-0002	120	〃	草野町矢作506-1
	草野教育集会所	0942-47-4843	50	〃	草野町吉木2476-3
	小 計		510		
高良内	高良内小学校	0942-43-4215	470	有	高良内町523-1
	明星中学校	0942-21-9468	710	無	高良内町4482-1
	高牟礼中学校	0942-45-2233	630	〃	高良内町3361
	コミュニティセンター高良内会館	0942-43-4431	270	有	高良内町606-1
	小 計		2,080		
荒木	荒木小学校	0942-27-1145	480	無	荒木町荒木1500
	荒木中学校	0942-26-5131	450	〃	荒木町荒木1918-1
	荒木校区コミュニティセンター	0942-26-2398	240	有	荒木町荒木1486
	小 計		1,170		
安武	安武小学校	0942-27-2851	220	無	安武町武島776-1
	安武校区コミュニティセンター	0942-26-4888	80	有	安武町武島808
	南部浄化センター	0942-26-2111	80	無	安武町住吉1900
	小 計		380		

校区	避 難 所	電話番号	収容人員	炊はん能力 (有無)	所 在 地
大 善 寺	大善寺小学校	0942-27-1155	360	無	大善寺町夜明1268
	筑邦西中学校	0942-26-2646	420	〃	大善寺町宮本385-1
	筑邦市民センター多目的棟	0942-27-4210	300	〃	大善寺町宮本165-6
	大善寺校区コミュニティセンター	0942-27-1216	100	有	大善寺町宮本1443-2
	西部地区体育館	0942-27-3741	600	無	大善寺町藤吉434
	小 計		1,780		
善 導 寺	屏水中学校	0942-47-1061	350	無	山本町耳納1069-1
	善導寺小学校	0942-47-1004	250	有	善導寺町与田450
	耳納市民センター多目的棟	0942-47-0995	300	無	善導寺町飯田202-1
	善導寺教育集会所	0942-47-3583	60	有	善導寺町木塚1672
	善導寺コミュニティセンター	0942-47-1065	100	〃	善導寺町飯田424-1
	道の駅くるめ	0942-47-4111	70	無	善導寺町木塚221-33
	小 計		1,130		
大 橋	大橋小学校	0942-47-0069	340	有	大橋町合楽1081
	大橋校区コミュニティセンター	0942-47-1916	160	〃	大橋町合楽314-1
	小 計		500		
青 峰	旧青峰小学校	0942-43-9101	360	有	青峰2丁目7-1
	青峰校区コミュニティセンター	0942-44-0859	220	〃	青峰2丁目25-12
	小 計		580		
船 越	船越小学校	0943-72-2278	260	無	田主丸町船越190
	船越校区コミュニティセンター	0943-72-3922	50	有	田主丸町船越175-4
	小 計		310		
水 分	水分小学校	0943-72-2270	140	無	田主丸町常盤1118-1
	水分校区コミュニティセンター	0943-73-3203	40	有	田主丸町常盤988-5
	小 計		180		
柴 刈	柴刈小学校	0943-72-2408	150	無	田主丸町八幡830
	柴刈校区コミュニティセンター	0943-72-0036	50	有	田主丸町八幡940-2
	小 計		200		
川 会	川会小学校	0943-72-2847	150	無	田主丸町以真恵274-1
	川会校区コミュニティセンター	0943-73-0722	50	有	田主丸町以真恵267-11
	小 計		200		
竹 野	竹野小学校(体育館)	0943-72-2452	140	無	田主丸町竹野1823-1
	竹野校区コミュニティセンター	0943-72-2387	50	有	田主丸町竹野2134-1
	小 計		190		

校区	避 難 所	電話番号	収容人員	炊はん能力 (有無)	所 在 地
水 縄	水縄小学校	0943-72-2474	170	無	田主丸町石垣889
	水縄校区コミュニティセンター	0943-72-2414	50	有	田主丸町石垣913-15
	小 計		220		
田 主 丸	田主丸小学校	0943-72-3123	220	無	田主丸町田主丸318
	田主丸中学校	0943-72-3191	490	無	田主丸町田主丸65-1
	田主丸老人福祉センター	0943-73-1526	400	有	田主丸町田主丸749-1
	田主丸複合施設そよ風ホール	0943-74-4000	500	有	田主丸町田主丸770-1
	田主丸総合支所	0943-72-2111	280	有	田主丸町田主丸459-11
	小 計		1,890		
北 野	北野生涯学習センター(本館)	0942-78-2308	700	有	北野町中273-1
	北野小学校	0942-78-2039	570	無	北野町中520-1
	三井中央高校	0942-78-2121	430	有	北野町中3050-1
	小 計		1,700		
弓 削	弓削コスモス館	0942-23-1220	200	有	北野町高良1706-1
	弓削小学校	0942-78-2045	130	無	北野町高良1801
	小 計		330		
大 城	大城小学校	0942-78-3216	250	〃	北野町大城121-1
	大城ますかげセンター	0942-23-1123	200	有	北野町大城83
	北野中学校	0942-78-2022	610	〃	北野町塚島277
	小 計		1,060		
金 島	金島ふれあい交流センター	0942-23-1266	200	〃	北野町八重亀139
	金島小学校	0942-78-2217	140	無	北野町八重亀164
	小 計		340		
犬 塚	三潯総合支所	0942-64-2311	100	有	三潯町玉満2779-1
	三潯生涯学習センター	0942-64-3020	200	〃	三潯町玉満2949-1
	犬塚小学校	0942-64-2027	280	〃	三潯町玉満1871
	三潯中学校	0942-64-2137	350	〃	三潯町玉満2705
	みづま総合体育館	0942-65-1115	730	無	三潯町玉満2593-1
	犬塚校区コミュニティセンター	0942-54-9012	60	〃	三潯町玉満2922-2
	小 計		1,720		
三 潯	三潯小学校	0942-64-2514	330	〃	三潯町高三潯492
	三潯校区コミュニティセンター	0942-54-9013	80	〃	三潯町高三潯546-8
	小 計		410		

西牟田	西牟田小学校	0942-64-3672	270	〃	三潯町西牟田4407
	西牟田校区コミュニティセンター	0942-54-9014	80	〃	三潯町西牟田4412-1
	小 計		350		
下田	旧下田小学校	0942-62-3268	130	有	城島町下田251
	下田校区コミュニティセンター	0942-55-2415	50	有	城島町下田293-3
	小 計		180		
城島	城島ふれあいセンター	0942-62-6226	300	〃	城島町浜293
	城島小学校	0942-62-3062	240	〃	城島町城島321
	城島げんきかん	0942-62-2122	300	〃	城島町檜津739-1
	城島総合文化センター	0942-62-2110	1,000	無	城島町檜津1-1
	城島体育館	0942-62-6618	1,000	〃	城島町檜津1468
	城島中学校	0942-62-3300	440	〃	城島町檜津1353-1
	城島校区コミュニティセンター	0942-27-8280	90	有	城島町檜津743-2
	小 計		3,370		
江上	江上小学校	0942-62-2559	210	有	城島町江上331
	江上校区コミュニティセンター	0942-55-8746	60	有	城島町江上312-3
	小 計		270		
青木	青木小学校	0942-62-2314	210	〃	城島町上青木825
	青木校区コミュニティセンター	0942-65-6232	70	有	城島町上青木750
	小 計		280		
浮島	旧浮島小学校	0942-62-2349	140	〃	城島町浮島234-1
	浮島校区コミュニティセンター	0942-62-5784	150	〃	城島町浮島388
	小 計		290		
	総 計		43,630		

※ 網掛けは台風時等の自主避難所(50 ヶ所)

--	--	--	--	--	--

福祉避難所一覧

(1) 福祉避難所 (37 施設)

■ 公共施設 (5 箇所)

福祉避難所	電話番号	所在地	収容想定 人員
えーるピア久留米	0942-33-4425	諏訪野町 1830-6	150
久留米特別支援学校	0942-39-6131	南一丁目 2-1	150
コスモすまいる北野	0942-23-4500	北野町中 3253	160
三潞総合福祉センター	0942-65-1200	三潞町玉満 1790	170
田主丸アリーナ	0943-73-3060	田主丸町常盤 1111-1	130
小計			760

■ 民間施設 (32 施設)

区分	法人名	福祉避難所	電話番号	所在地	収容想定 人員
高齢者施設	社会福祉法人 屏山福祉会	特別養護老人ホーム 山翠園	0942-47-4768	山本町耳納 2005	10
	社会福祉法人 東合川福祉会	特別養護老人ホーム 光寿苑	0942-30-8888	宮ノ陣町大杜 467-1	30
	社会福祉法人 長生園	特別養護老人ホーム 長生園	0942-64-4002	荒木町下荒木 1250-2	20
	社会福祉法人 城島福祉会	特別養護老人ホーム ふれあいの園	0942-62-5115	城島町上青木 165	20
	社会福祉法人 三井福祉会	特別養護老人ホーム 宝生園	0942-78-3000	北野町鳥巢 36-1	10
	社会福祉法人 はぜの実会	特別養護老人ホーム 紅葉樹	0942-41-4666	山本町豊田 1567-1	60
	社会福祉法人 やまと医正会	特別養護老人ホーム みづま敬和苑	0942-51-6666	三潞町西牟田 6128-1	40
	社会福祉法人 景福会	特別養護老人ホーム 桜花台園	0942-43-3338	高良内町 3919-7	20
	社会福祉法人 立花福祉会	特別養護老人ホーム マ・メゾン湯乃坂	0942-35-1800	野中町 1198-1	10
	社会福祉法人 恵伸会	特別養護老人ホーム 共生の里津福	0942-51-9020	荒木町白口 552-3	20
	社会福祉法人 ひじり会	特別養護老人ホーム 第2ひじり園	0942-47-3800	善導寺町飯田 1393-11	20
	社会福祉法人 もく	特別養護老人ホーム 銀の庵	0942-78-2145	北野町十郎丸 1529-2	10
	社会福祉法人 東合川福祉会	特別養護老人ホーム 光の杜	0942-30-8888	宮ノ陣町大杜 460-1	20
	社会福祉法人 ほほえみ	特別養護老人ホーム なごみの森	0942-62-1475	城島町大依 315-1	20
	社会福祉法人 はぜの実会	特別養護老人ホーム 陽だまりの樹	0942-44-5070	山本町豊田 2352-1	20
	社会福祉法人 ヴィオラ	特別養護老人ホーム すみれ	0942-27-6071	津福本町 1300-1	20
	社会福祉法人 恵伸会	特別養護老人ホーム 共生の里荒木	0942-51-3600	荒木町白口 1515	10
	社会福祉法人 若草会	特別養護老人ホーム わかくさ	0942-38-2606	天神町 120	10
	社会福祉法人 養福会	ケアハウス 上津	0942-22-2121	上津町 1867-1	10
	社会福祉法人 平和の聖母	ケアハウス メゾンマリア	0942-35-8700	津福本町 276-2	30
	社会福祉法人 長生園	養護老人ホーム 長生園	0942-64-2458	三潞町早津崎 407	30

区分	法人名	福祉避難所	電話番号	所在地	収容想定 人員
障害者支援施設	社会福祉法人 ゆうかり学園	千歳療護園	0943-73-1793	田主丸町中尾 1278-8	9
		第二千歳療護園	0943-73-1793	田主丸町中尾 1247-1	11
		障害者支援施設 耳納学園	0943-72-2743	田主丸町中尾 1274-3	10
	社会福祉法人 八千代会	田主丸一麦寮	0943-73-1324	田主丸町竹野 618-1	20
	社会福祉法人 北野学園	北野学園	0942-78-2363	北野町塚島 509-1	30
		第二北野学園	0942-78-3323	北野町塚島 240-3	10
	社会福祉法人 悠光会	太陽の園	0942-44-5300	山川町 1042	40
		若葉	0942-44-2951	山本町耳納字荒木 1-1	50
	社会福祉法人 栄光福祉会	栄光園	0942-64-5858	三潞町西牟田 6323-13	31
	社会福祉法人 久留米福祉会	ドリームハウス 久留米	0942-21-2328	上津町 2228-533	40
	社会福祉法人 福成会	ウェルフェアマリア	0942-21-1188	上津町 2228-321	9
小計					700

参考 ※全施設耐震化済み

別表第 8

消 防 相 互 応 援 協 定 の 締 結 状 況

No.	協 定 名	協 定 締 結 機 関 名
1	福岡県消防相互応援協定	県下全市町村
2	大木町、久留米市消防相互応援協定	久留米市、大木町
3	大川市、久留米市消防相互応援協定	久留米市、大川市
4	久留米市、うきは市消防相互応援協定	久留米市、うきは市
5	久留米市、朝倉市消防相互応援協定	久留米市、朝倉市
6	消防組織法第 2 1 条に基づく福岡県三井郡大刀洗町と福岡県久留米市間の消防相互応援協定	久留米市、大刀洗町
7	消防組織法第 2 1 条に基づく福岡県久留米市と福岡県小郡市間の消防相互応援協定	久留米市、小郡市
8	消防組織法第 2 1 条に基づく福岡県久留米市と福岡県筑後市間の消防相互応援協定	久留米市、筑後市
9	消防組織法第 2 1 条に基づく福岡県久留米市と福岡県広川町間の消防相互応援協定	久留米市、広川町
1 0	消防組織法第 2 1 条に基づく福岡県久留米市と福岡県八女市間の消防相互応援協定	久留米市、八女市
1 1	消防組織法第 2 1 条に基づく福岡県久留米市と佐賀県鳥栖市間の消防相互応援協定	久留米市、佐賀県鳥栖市
1 2	消防組織法第 2 1 条に基づく福岡県久留米市と佐賀県みやき町間の消防相互応援協定	久留米市、佐賀県みやき町
1 3	消防組織法第 2 1 条に基づく福岡県久留米市と佐賀県神埼市間の消防相互応援協定	久留米市、佐賀県神埼市

久留米市水防計画 4 2 ページから 4 6 ページについては、久留米市情報公開条例第 7 条第 1 号に規定する不開示情報を含むため、非公表です。

水防資機材一覧表

(1) 水防倉庫所在地及び水防資材配置表

水防倉庫所在地	責任者	水防資機材配置																				土のう止め用杭	土のう袋(小)	ブルーシート	カラーシート	バック	のし	一輪車	鉄線	木杭	3本線	クリップ	Pハン	かけ	ベンチ	おのく	ソルベン	かま	のこ	ハン	スコップ	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘルメット	ヘル
---------	-----	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------	---------	--------	--------	-----	----	-----	----	----	-----	------	-----	----	-----	-----	------	----	----	----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----

※救助用ボートは、8分団(下田)1部、9分団(浮島)1部、10分団(下田)1部、11分団(下田)1部、12分団(下田)1部、13分団(下田)1部、14分団(下田)1部、15分団(下田)1部、16分団(下田)1部、17分団(下田)1部、18分団(下田)1部、19分団(下田)1部、20分団(下田)1部、21分団(下田)1部、22分団(下田)1部、23分団(下田)1部、24分団(下田)1部、25分団(下田)1部、26分団(下田)1部、27分団(下田)1部、28分団(下田)1部、29分団(下田)1部、30分団(下田)1部、31分団(下田)1部、32分団(下田)1部、33分団(下田)1部、34分団(下田)1部、35分団(下田)1部、36分団(下田)1部、37分団(下田)1部、38分団(下田)1部、39分団(下田)1部、40分団(下田)1部、41分団(下田)1部、42分団(下田)1部、43分団(下田)1部、44分団(下田)1部、45分団(下田)1部、46分団(下田)1部、47分団(下田)1部、48分団(下田)1部、49分団(下田)1部、50分団(下田)1部、51分団(下田)1部、52分団(下田)1部、53分団(下田)1部、54分団(下田)1部、55分団(下田)1部、56分団(下田)1部、57分団(下田)1部、58分団(下田)1部、59分団(下田)1部、60分団(下田)1部、61分団(下田)1部、62分団(下田)1部、63分団(下田)1部、64分団(下田)1部、65分団(下田)1部、66分団(下田)1部、67分団(下田)1部、68分団(下田)1部、69分団(下田)1部、70分団(下田)1部、71分団(下田)1部、72分団(下田)1部、73分団(下田)1部、74分団(下田)1部、75分団(下田)1部、76分団(下田)1部、77分団(下田)1部、78分団(下田)1部、79分団(下田)1部、80分団(下田)1部、81分団(下田)1部、82分団(下田)1部、83分団(下田)1部、84分団(下田)1部、85分団(下田)1部、86分団(下田)1部、87分団(下田)1部、88分団(下田)1部、89分団(下田)1部、90分団(下田)1部、91分団(下田)1部、92分団(下田)1部、93分団(下田)1部、94分団(下田)1部、95分団(下田)1部、96分団(下田)1部、97分団(下田)1部、98分団(下田)1部、99分団(下田)1部、100分団(下田)1部、101分団(下田)1部、102分団(下田)1部、103分団(下田)1部、104分団(下田)1部、105分団(下田)1部、106分団(下田)1部、107分団(下田)1部、108分団(下田)1部、109分団(下田)1部、110分団(下田)1部、111分団(下田)1部、112分団(下田)1部、113分団(下田)1部、114分団(下田)1部、115分団(下田)1部、116分団(下田)1部、117分団(下田)1部、118分団(下田)1部、119分団(下田)1部、120分団(下田)1部、121分団(下田)1部、122分団(下田)1部、123分団(下田)1部、124分団(下田)1部、125分団(下田)1部、126分団(下田)1部、127分団(下田)1部、128分団(下田)1部、129分団(下田)1部、130分団(下田)1部、131分団(下田)1部、132分団(下田)1部、133分団(下田)1部、134分団(下田)1部、135分団(下田)1部、136分団(下田)1部、137分団(下田)1部、138分団(下田)1部、139分団(下田)1部、140分団(下田)1部、141分団(下田)1部、142分団(下田)1部、143分団(下田)1部、144分団(下田)1部、145分団(下田)1部、146分団(下田)1部、147分団(下田)1部、148分団(下田)1部、149分団(下田)1部、150分団(下田)1部、151分団(下田)1部、152分団(下田)1部、153分団(下田)1部、154分団(下田)1部、155分団(下田)1部、156分団(下田)1部、157分団(下田)1部、158分団(下田)1部、159分団(下田)1部、160分団(下田)1部、161分団(下田)1部、162分団(下田)1部、163分団(下田)1部、164分団(下田)1部、165分団(下田)1部、166分団(下田)1部、167分団(下田)1部、168分団(下田)1部、169分団(下田)1部、170分団(下田)1部、171分団(下田)1部、172分団(下田)1部、173分団(下田)1部、174分団(下田)1部、175分団(下田)1部、176分団(下田)1部、177分団(下田)1部、178分団(下田)1部、179分団(下田)1部、180分団(下田)1部、181分団(下田)1部、182分団(下田)1部、183分団(下田)1部、184分団(下田)1部、185分団(下田)1部、1

(2)久留米広域消防本部 水防資材配置表

所在地	スコップ	ハンマー	のこ	かま	ツルハシ	とうぐわ	おの	ペンチ	かけや	8 P ハンマー	クリップ	3 本 鋏	木 杭	縄・ナイロンロープ	鉄 線	一 輪 車	し の	ハ ッ カ	カ ラ ー コ ー ン	ブ ル ー シ ー ト	土 の う 袋 (小)	土 の う 止 め 用 杭	大 型 土 の う	救 命 胴 衣
	(丁)	(本)	(丁)	(丁)	(丁)	(本)	(丁)	(本)	(丁)	(本)	(本)	(本)	(本)	(玉)	(kg)	(台)	(本)	(本)	(本)	(枚)	(枚)	(本)	(枚)	(枚)
1 久留米消防署 本署	38	0	2	1					2	6	2	2								4				13
2 久留米消防署 東出張所	24	3	1	1	1		6	4	3	7	5	5		25		1			18	8				27
3 久留米消防署 南出張所	35	9	8	4	5		4	2	4	2	0		200	2		2	0		0	1	3200			16
4 久留米消防署 西出張所	12	1	3	4	3	4		2	2	1			100	1			0	0	6	2	1000	40		18
5 久留米消防署 善導寺出張所	6	3	2	4				2	2	2	2		80	34		13			15	3	200		2	19
6 三井消防署 三井出張所	7	4	5	3	1	1		2	2	2						2	1		23	5	1000	50		16
7 浮羽消防署 本署	9	0	2	3	5	0	4		3	1	1	2	6	1		1			22	6	1200	8		29
8 三瀬消防署 本署	15	1	14	6		5	3	1	2	4	2	3			5	1	1		19	4	953	40	8	29
計	146	21	37	26	15	10	17	13	20	25	12	12	386	63	5	20	2	0	103	33	7553	138	10	167

(3) 水防機械器具

(a) 久留米広域消防本部

区 分	数 量	無 線	用 途	保 管 場 所
消防ポンプ自動車	14	14	資機材・人員搬送用	消防署 14
梯子自動車	4	4	救 助 用	〃 4
水槽付消防自動車	10	10	資機材・人員搬送用	〃 10
化学消防自動車	1	1	〃	〃 1
救 急 自 動 車	20	20	救 急 用	〃 20
指 揮 車	5	5	指 揮 用	消防署 5
その他の緊急車両	7	7	連 絡 用	消防本部2・消防署5
その他の車両	16	—	連 絡 用	消防本部9・消防署7
トラック	5	5	資機材・人員搬送用	消防署 5
救助工作車	5	5	救 助 用	〃 5
携帯発電機	29	—	夜間照明用	〃 29
可搬動力ポンプ	9	—	災害復旧用	〃 9
救助用ボート	17	—	救 助 用	〃 17
船 外 機	15	—	〃	〃 15
救命胴衣	299	—	救助用 ・ 水防作業用	〃 299
救命ブイ	72	—	救 助 用	〃 72
無線基地局	5	—	情報収集連絡用	〃 5
デジタル携帯無線機	64	—	作業現場連絡用	〃 64
署活動用無線機	266	—	〃	〃 266
潜 水 用 具	53	—	救 助 用	〃 53
大型水槽車	1	1	資機材・人員搬送用	〃 1
ホース延長車	3	3	〃	〃 3
人員搬送車	2	2	人員搬送用	〃 2

(b) 久留米市消防団

区 分	数 量	無 線	用 途	保 管 場 所
消防ポンプ自動車	51	51	資機材・人員搬送用	消防団
指 揮 車	5	5	指 揮 用	消防団
その他の車両	1	1	連 絡 用	消防団
携帯発電機	51	—	夜間照明用	消防団
携帯無線機	92	—	作業現場連絡用	消防団

(c) 公園土木管理事務所関係

区 分	数 量	用 途	保 管 場 所
スコップ	15	水防作業用	公園土木管理事務所資材倉庫
ハンマー	5	〃	〃
ペンチ	3	〃	〃
鋸	3	〃	〃
かけや	1	〃	〃
つるはし	5	〃	〃
とうぐわ	1	〃	〃
お の	1	〃	〃
とびぐち	1	〃	〃
かきいた	5	〃	〃
バ ー ル	6	〃	〃
電 気 の こ	1	〃	〃
発 電 機	3	〃	〃
土 の う 袋 (大)	90	〃	〃
土 の う 袋 (小)	300	〃	〃

(d) 上下水道部関係

区 分	数 量	用 途	保 管 場 所
発 電 機	4	水防作業用	上下水道部資材倉庫
揚 水 ポンプ(2インチ)	7	〃	〃
給水タンク(0. 5t)	2	〃	〃
〃 (1. 0t)	9	〃	〃
〃 (1. 2t)	7	〃	〃
〃 (20L)	300	〃	〃
給水袋 (6L)	2,000	〃	〃
臨時給水栓	10	〃	〃
エンジンポンプ	2	〃	〃
エンジンポンプ(フロート付)	1	〃	〃
給 水 車 (3t)	1	〃	企業局庁舎駐車場
給 水 車 (2t)	1	〃	〃
工 作 車 (2t)	1	〃	〃

(e) 田主丸総合支所関係

区 分	数 量	用 途	保 管 場 所 等
広報車(スピーカー付)	2	広報用	地域振興課・教育部
軽貨物車等	10	〃	〃

(f) 北野総合支所関係

区 分	数 量	用 途	保 管 場 所 等
広報車(スピーカー付)	2	広報用	地域振興課、環境建設課
普通車等	3	水防作業用	地域振興課、文化スポーツ課
軽貨物車等	<u>7</u>	〃	<u>〃</u>
トラック・ダンプ等	2	〃	<u>〃</u>
ハンドマイク	3	〃	文化スポーツ課

(g) 三潞総合支所関係

区 分	数 量	用 途	保 管 場 所 等
広報車(スピーカー付)	2	広報用	地域振興課、上下水道部(三潞事務所)
軽貨物車等	6	水防作業用	地域振興課、環境建設課
ダンプ	1	〃	地域振興課
ハンドマイク	1	指令用	地域振興課
トランシーバー	2	連絡用	消防団

(h) 城島総合支所関係

区 分	数 量	用 途	保 管 場 所 等
広報車(スピーカー付)	3	広報用	地域振興課、 <u>上下水道部(城島事務所)</u>
普通車等	<u>1</u>	水防作業用	〃
軽貨物車等	<u>10</u>	〃	〃
トラック・ダンプ等	1	〃	〃
携帯無線機	5	連絡用	〃

別表第11

水防資材等保有業者一覧表

【福岡県災害協定締結業者】

グッデイ久留米野中店	土のう袋	1, 000	野中町380－5	45－5628
グッデイ三潯店	〃	1, 000	三潯町早津崎866	65－1095
ナフコ旗崎店	丸太杭	20	御井旗崎5－8－24	44－1166

別表第12

令和 年 月 日

久留米市水防本部長 あて

部長

配 備 体 制 報 告 書

編 成		配備人員	配備完了時間	備 考
部	班	人	日 時 分	
	班	人	日 時 分	
	班	人	日 時 分	
	班	人	日 時 分	
	班	人	日 時 分	
	班	人	日 時 分	
合 計				

水 防 活 動 実 施 報 告 書

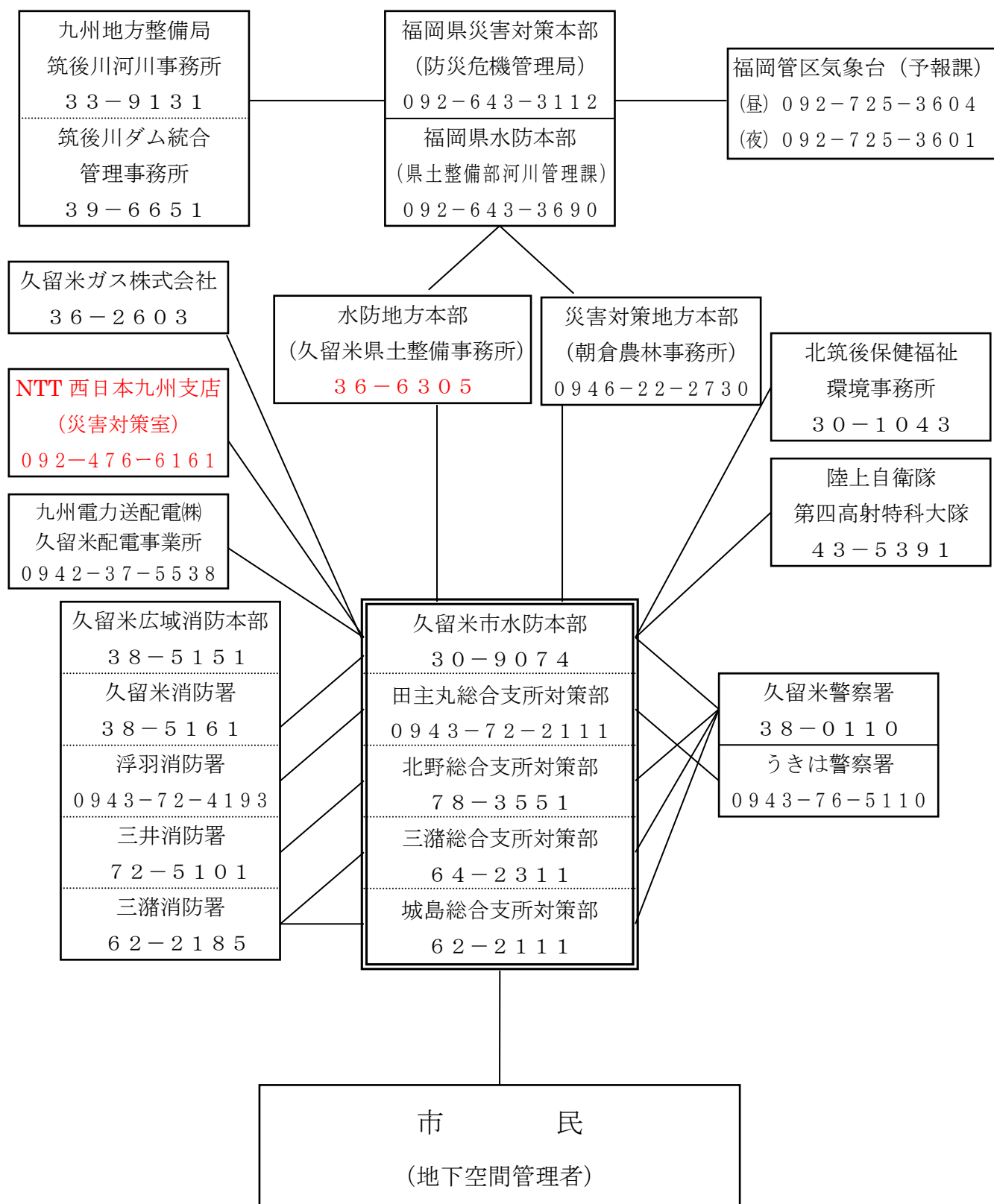
自 年 月 至 年 月													
区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考				
	団体数	活動延 人 員	主要資材	その他資材	計	団体数	使 用 資 機 材 費	計					
水防管理団体分 前 回 迄		人	円	円	円								
月 分	()												
月 分	()												
月 分	()												
月 分	()												
月 分	()												
月 分	()												
月 分	()												
月 分	()												
月 分	()												
小 計													
累 計						円	円	円	円				

別表第14

水 防 日 誌

水 防 実 施 月 日	令和 年 月 日 (豪 雨)	警 報 時 の 発 表					
出 水 の 概 況	〇〇川 はん濫注意水位(警戒水位) 〇〇m :連 続 雨 量 (月 日 時) :最大日雨量 出水位(増水位) 〇〇m :最大時間雨量 (月 日 時)						
水 防 実 施 簡 所	郡 市 町 村 字 地 先 〇〇m						
出 動 人 員	消 防 団 員	自 衛 隊	そ の 他				
	(内応援 人)	人	人				
水防作業概況及び工法							
一 般 災 害	被 害 防 止	実 被 害	管 理 団 体 分	県 支 出 分	計	食 料 等 を 含 む	
	田	m ² 千円	m ² 千円	人 件 費			
	畑	m ² 千円	m ² 千円	物 資 材			
	家 屋	戸 千円	戸 千円	器 材		代 等	
	工 場	戸 千円	戸 千円	そ の 他			
	その他一般土木被害	千円	千円	経 費 小 計			
	小 計	m ² 戸 千円	m ² 戸 千円	合 計			
	堤 防	m 千円	m 千円	俵 (吹袋)			
	護 岸	m 千円	m 千円	筵			
	その他河川被害	m 千円	m 千円	縄			
小 計	m 千円	m 千円	丸 太				
河 川 災 害	m 千円	m 千円	そ の 他				
小 計	m 千円	m 千円	単位円	数 量	単 価	数 量	合 計
合 計	m ² 戸 千円	m ² 戸 千円	功 労 者 の 氏 名 、 年 令 及 び 功 績 概 要				
備 考	破損などがあった時、その原因(水防作業者の立場より見て記入のこと)						
水防活動に自己批判 (管理団体で記入のこと)							

関係機関等連絡通報系統図（相互）



関係機関・団体連絡先一覧表

	名 称	担当課等	電話番号	FAX番号	県防災ネットワーク番号
国の機関	筑後川河川事務所(代表)	防災ライン	0942-33-9131	0942-35-0186	
	〃 久留米出張所		0942-32-7082	0942-33-5658	
	〃 片ノ瀬出張所		0943-72-3204	0943-72-3676	
	〃 大川出張所		0944-86-2516	0944-86-2713	
	筑後川ダム 統合管理事務所		0942-39-6651	0942-35-8242	
県の機関	福岡県防災危機管理局	防災企画係	092-643-3112	092-643-3117	78-700-7022
	〃 河川管理課		092-643-3690	092-643-3669	78-700-7103
	〃 朝倉農林事務所		0946-22-2730	0946-24-8443	78-816-701
	〃 久留米県土整備事務所	(内線510)	0942-44-5222	0942-44-9561	78-811-711
	〃 北筑後保健福祉環境事務所		0942-30-1043	0942-37-1973	78-904-70
関係機関	陸上自衛隊第4高射特科大隊	(内線608)	0942-43-5391	0942-43-5391	
	久留米警察署	警備課(内線461)	0942-38-0110	0942-38-0110	
	うきは警察署	警備課	0943-76-5110	0943-76-5110	
	久留米広域消防本部	救急防災課	0942-38-5158	0942-38-5172	78-658-70
	〃 久留米消防署	警防課	0942-38-5161	0942-32-4591	
	〃 浮羽消防署	〃	0943-72-4193	0943-72-4192	
	〃 三井消防署	〃	0942-72-5101	0942-72-5948	
	〃 三潴消防署	〃	0942-62-2185	0942-62-5277	
	NTT西日本福岡支店	災害対策室担当	092-476-6122	092-481-3335	
	久留米ガス株式会社	供給部保全グループ	0942-36-2603	0942-36-2623	
	九州電力送配電(株) 久留米配電事業所	配電グループ	0942-37-5538	0942-32-8413	
	九電日田発電所夜明ダム(放流量)		0973-57-9791		
	日通久留米支店	業務課	0942-34-7171	0942-31-1031	
	JR久留米駅		080-7358-4146		
	西鉄バス久留米株式会社		0942-41-9174	0942-43-6363	
	福岡管区气象台	予報課	昼)092-725-3604 夜)092-725-3600	092-771-2822	
	CRCCメディア(くーみんテレビ)		0942-37-6411	0942-37-6416	
	ドリームス エフエム		0942-30-0765	0942-31-0780	
	久留米市社会福祉協議会		0942-34-3035	0942-34-3090	
	久留米市土木協同組合		0942-32-5963	0942-38-3703	
	久留米市企業局		0942-30-8500	0942-38-2694	
	三井水道企業団		0942-72-5106	0942-73-2796	
医療機関	久留米医師会		0942-34-4163	0942-31-1156	
	浮羽医師会		0943-75-3379	0943-75-3490	
	小郡三井医師会		0942-72-5534	0942-73-1559	
	大川三潴医師会		0944-87-2611	0944-87-1153	
	久留米大学病院	管理課	0942-35-3311	0942-38-9636	
	久留米総合病院	総務課	0942-33-1211	0942-32-0113	
	聖マリア病院	救急業務室	0942-35-3322	0942-34-4654	
	田主丸中央病院	総務課	0943-72-2460	0943-72-3293	
	神代病院		0942-78-3177	0942-78-3918	
	安本病院		0942-64-2032	0942-65-0614	
関係市町	うきは市役所	総務課	0943-75-3111	0943-75-5509	78-481-70
	小郡市役所	建設管理課	0942-72-2111	0942-73-0571	78-216-70
	大川市役所	総務課	0944-87-2101	0944-88-1776	78-212-70
	鳥栖市役所	〃	0942-85-3506	0942-82-1994	78-041-203-21
	大木町役場	〃	0944-32-1013	0944-32-1054	

久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）

1 災害対応職員

各部で災害対応時に出勤（動員）する職員を、防災体制に応じて、班別に定める。

2 防災体制と人員配備の考え方

防災体制	人員配備の考え方
警戒準備体制	- 総務等において対策部内の連絡等を行なうための要員 - 震度4程度の地震による被害状況等の把握のための要員 - 大雨等による通報への初動対応を行なうために必要な要員 ※連絡等の要員若干名と必要な業務要員
災害警戒本部	- 各部次長及び班長 - 対策部内の連絡等を行なうための要員 - 震度5弱の地震による被害状況等の把握のための要員 - 大雨等による応急復旧対応を行なうために必要な要員 - 自主避難所を開設するための要員（指定職員） ※連絡等の要員若干名と必要な業務要員
災害対策本部 （第1配備）	- 各部部長、次長及び班長 - 対策部内の連絡等を行なうための要員 - 震度5強の地震による被害状況等の把握、応急復旧対策のための要員 - 大雨等による応急復旧対応や避難所運営等を行なうために必要な要員 ※職員の3割程度を目安とする。
災害対策本部 （第2配備）	- 各部部長、次長及び班長、副班長 - 対策部内の連絡等を行なうための要員 - 震度6弱の地震による被害状況等の把握、応急復旧対策のための要員 - 大雨等による応急復旧対応や避難所運営等を行なうために必要な要員 ※第1配備と同規模の3割程度（全体で6割）を配備する。
災害対策本部 （第3配備） 全員参集	第1・第2配備外の全員を配置します。 なお、災害対応時の通常業務対応（保安要員）や避難所従事者等の指定職員は第3配備とする。

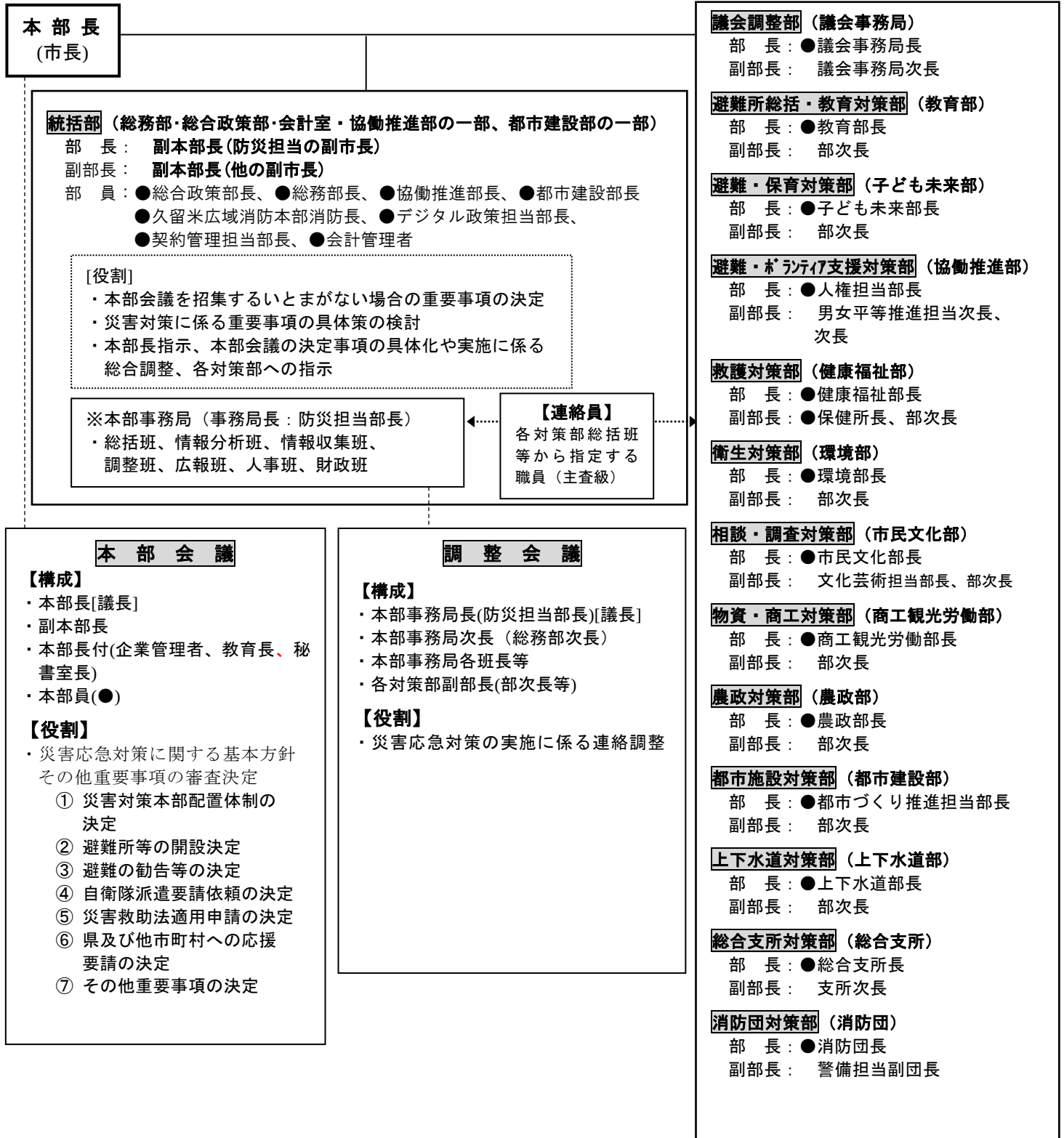
3 指定職員

①連絡調整員：各部と統轄部の連携のために、各部総務等から主査等を選出。統轄部調整班に所属。

②避難所従事職員：各校区に3班（1班2名）体制に必要な要員276名を全庁から選出。

別添資料 2

久留米市災害対策本部組織図



別添資料3

久留米市災害対策本部事務分掌表

部	班	班 長	班所属課 (指定職員を除く全員)	指定職員所属	分掌事務
統 括 部	事 務 局	総括班	防災対策課長	防災対策課	都市建設部総務 総合政策課 総務課 人事厚生課
		情報分析班	防災対策課長		1 統括部に係る庶務及び調整 2 災害対策本部の設置又は廃止 3 災害対策本部の運営 4 災害対策全般の総括及び総合調整 5 自衛隊、県、市町村、関係機関等への応援要請 6 防災関係機関等との連絡調整 7 ライフライン関係機関との連絡調整 8 防災行政無線の管理・運用 9 災害復旧等に関する総合調整
		情報収集班	総務部次長	総務課 法制室	1 各種情報の集約・分析 2 気象情報の収集・整理 3 災害対策本部資料の作成 4 国・県への報告資料の作成
		調整班	総合政策課長	総合政策課	1 災害情報の収集・整理 2 被害情報の集約・整理 3 災害義援金の受入・配分
		広報班	広報戦略課長	広報戦略課	1 各対策部の対応状況の集約・整理 2 各対策部の活動調整 3 国、県等への陳情の総括
		人事班	人事厚生課長	人事厚生課 人材育成室 行財政改革推進課	1 市民に対する災害広報 2 報道機関等への発表 3 災害状況の撮影、記録
		財政班	財政課長	財政課	1 職員の安否、出勤状況の把握 2 職員の配備体制及び人員の調整 3 職員等への食料、物資等の供給及び宿泊 4 職員の公務災害対策、健康管理 5 自衛隊の受け入れ支援 6 県、市町村、防災関係機関からの派遣職員の受け入れ支援
	東京事務所班	東京事務所長	東京事務所		1 災害対策予算の調整 2 災害に伴う財政計画及び財政に関する国、県との連絡調整
	情報システム班	情報政策課長	情報政策課		1 政府及び中央官庁、国会との連絡調整 2 本部設置に係る情報機器の設置 3 電算システム及び被災者支援システムの復旧、運用、管理 4 事務局(広報班)の応援
	車両班	財産管理課長	財産管理課		1 市有車両の管理及び配車計画 2 燃料の確保 3 緊急通行車両事前届出書の提出(証明書及び標章の交付関係)
	契約指導班	契約課長	契約課 工事検査課		1 物資管理・調達に係る調整 2 物資等調達に係る各対策部の指導、支援 3 物資・商工対策部(物資調達班)の応援
	会計班	会計室長	会計室		1 災害対策資金の出納
議 会 調 整 部	議会班	(兼) 議会事務局次長	議会事務局総務課 議事調査課		1 市議会との連絡調整 2 議会関係者の災害視察対応

部	班	班 長	所属課 (指定職員を除く全員)	分掌事務
避難所総括・教育対策部	教育・避難班	(兼) 教育部次長	教育部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 避難所の開設・運営の総括
	学校避難所・庶務班	学校教育課長	学校教育課 教職員課 学校保健課 教育 I C T 推進課教育センター 小中学校・高等学校職員 指定された職員	1 学校施設に係る避難所の開設・運営 2 所管施設利用者の安全確保・安否確認 3 児童・生徒の安全確保・安否確認 4 児童・生徒の保健管理及び保健指導 5 災害時の応急教育 6 り災者に係る就学援助
	学校施設班	学校施設課長	学校施設課	1 学校施設の被害調査及び応急措置
避難・保育対策部	子ども未来総括班	(兼) 子ども未来部次長	子ども未来部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 所管施設の来館者や利用者の安全確保・安否確認
	保育班	子ども保育課長	子ども保育課	1 園児の安全確保・安否確認 2 園児の保健管理及び保健指導 3 災害時の応急保育 4 保育施設の被害調査及び応急措置
	一般避難所班	子ども政策課長	子ども政策課 家庭子ども相談課 こども子育てサポートセン 青少年育成課 幼児教育研究所 指定された職員	1 学校避難所、地域避難所以外の避難所の開設・運営
避難・ボランティア支援対策部	ボランティア支援班	協働推進課長	協働推進課 男女平等政策課 男女平等推進センター 消費生活センター 指定された職員	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 本部事務局の応援 3 災害ボランティアセンターの総括及び連絡調整 4 ボランティア活動に対する相談受付
	地域避難所・地区連絡班	地域コミュニティ課長	地域コミュニティ課 安全安心推進課 広聴・相談課 人権・同和対策課 人権啓発センター 隣保館 指定された職員	1 校区コミュニティセンター（複合施設を含む）開設・運営 2 その他コミュニティ施設に係る避難所の開設・運営 3 校区コミュニティ組織職員への情報提供 4 上記避難所の被害調査
救護対策部	健康福祉総括班	(兼) 健康福祉部次長	健康福祉部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	医療庶務班	保健所次長（兼） 総務医薬課長	総務医薬課	1 医療・保健活動の総合調整 2 日本赤十字社福岡県支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整 3 医療情報の収集・広報 4 医薬品・医療用資器材（防疫資器材を含む）の調達及び配付 5 医療施設の被害及び傷病者の受入状況等の情報集約 6 被災外の医療機関との連携調整 7 保健活動応援派遣職員の受入調整
	医療救護班	健康推進課長	衛生対策課 保健予防課 健康推進課 地域保健課 指定された職員	1 救護所の設置 2 救護班の編成及び派遣 3 医療救護活動 4 被災地の感染症等の防疫活動（環境班と連携） 5 被災地の検病調査（環境班と連携） 6 在宅の要援護患者（人工透析、特定疾患等）への対応及び支援並びに対応医療機関の広報 7 被災者の心のケア 8 被災地の健康相談、栄養相談 9 遺体の処置（衛生対策部と連携） 10 避難所等における衛生環境指導（衛生対策部と連携） 11 ペット対策（衛生、農政対策部と連携） 12 災害時保健活動（避難所巡回等）

部	班	班 長	所属課 (指定職員を除く全員)	分掌事務
救護 対策部	地域福祉班	地域福祉課長	地域福祉課 健康保険課 医療・年金課 障害者福祉課 長寿支援課 介護保険課 生活支援第1課 生活支援第2課	1 避難行動要支援者の安全確保及び保護 2 被災した避難行動要支援者の情報収集及び支援 3 福祉施設の情報収集及び支援 4 福祉避難所の開設、運営 5 民生委員・児童委員との連絡調整 6 災害見舞金及び生活必需品の確保・配布 7 り災証明の交付
衛生 対策部	環境総括班	(兼) 環境部次長	環境部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	環境班	環境保全課長	環境保全課 環境政策課 斎場	1 遺体の安置 2 遺体の埋火葬 3 被災地の防疫活動 4 防疫資材の整備、薬品、器材の確保 5 災害時の環境衛生指導
	清掃班	資源循環推進課長	資源循環推進課 建設課 廃棄物指導課 施設課	1 災害による塵芥、がれき、廃棄物等の収集及び処理 2 死亡動物の処理 3 清掃施設の被害調査及び応急措置
	公費解体班	建設課長	建設課 廃棄物指導課	1 被災家屋の解体・撤去 (被災状況によっては、庁内連携体制により対応)
相談・ 調査 対策部	市民文化総括班	(兼) 市民文化部次長	市民文化部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	調査班	税務担当次長	税収納推進課 市民税課 資産税課	1 市税の納付相談、減免に係る申請・調査 2 一般被災住宅等の被害調査 (応急危険度把握は都市施設対策部と連携)
	文化施設班	文化振興課長	文化振興課 久留米シティプラザ総務課 久留米シティプラザ舞台技術課 久留米シティプラザ施設運営課 久留米シティプラザ事業制作課 生涯学習推進課 文化財保護課 体育スポーツ課 中央図書館	1 所管施設の被害調査及び応急措置 2 社会教育団体との連絡調整 3 文化財の保護
	市民支援班	市民センター担当次長	市民課 市民センター 他部局からの応援職員	1 被災者相談窓口の総括 2 被災者相談窓口(本庁)の開設及び運営(関係課職員) 3 行方不明者の把握 4 移転被災者の照会・管理 5 火葬の許可
物資・ 商工 対策部	商工総括班	(兼) 商工観光労働部次長	商工観光労働部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 商工業者の被害調査と緊急対応
	物資管理班	監査委員事務局長	監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局	1 救援物資管理センターの開設・運営 2 物資の総合管理
	物資調達班	商工政策課長	商工政策課 統括部(契約指導班)からの応援	1 食料、生活必需品の調達、供給 2 災害対策に関する企業への要請 3 商工業者の被害調査及び災害資金
	物資受入班	企業誘致推進課長	企業誘致推進課	1 企業等への災害対策の協力要請 2 他団体からの救援物資等の受入
	輸送班	労政課長	労政課 新産業創出支援課	1 輸送車両の確保 2 災害物資、資機材、食料等の輸送
	観光班	観光・国際課長	観光・国際課	1 所管施設の被害調査及び応急措置 2 観光客等(外国人含む)への情報発信等
	競輪場施設班	競輪事業課長	競輪事業課	1 競輪場施設被害の把握、観客の安全確保 2 輸送班の応援

部	班	班 長	所属課 (指定職員を除く全員)	分掌事務
農政 対策部	農政総括班	(兼) 農政部次長	農政部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	農政支援班	農政課長	農政課	1 農業関係団体との連絡調整 2 被災農業者への金融対策
	農林業被害対策班	農業の魅力促進課長	生産流通課 農業の魅力促進課 農業委員会	1 農作物、畜産物の被害調査及び応急措置 2 農地の被害調査及び応急措置 3 林地の被害調査及び応急措置
	農林業用施設対策班	農村森林整備課長	農村森林整備課	1 農業用施設（農道、ため池及び工作物等）の被害調査及び応急措置 2 林道の被害調査及び応急措置
	生鮮食料品出荷班	中央卸売市場長	中央卸売市場	1 生鮮食料品の集荷対策
都市 施設 対策部	都市建設総括班	(兼) 都市建設部次長	都市建設部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	技術班	都市計画課長 国県事業調整課長 道路整備課長 河川課長	都市建設部総務 都市計画課 交通政策課 国県事業調整課 用地課 まちなか整備課 建築課 設備課 建築指導課 住宅政策課 公園緑化推進課 路政課 道路整備課 河川課 スマート IC 整備推進課	1 技術班の編成及び派遣 2 都市施設の被災に備えた災害危険箇所の警戒 3 庁舎の点検、被害調査及び応急措置 4 道路・橋梁の被害調査及び応急措置 5 交通不通箇所及び通行路線把握 6 河川及び排水路の被害調査及び応急措置 7 その他所管施設の被害調査及び応急措置
	公園土木班	公園土木管理事務所長	公園土木管理事務所	1 樋門、樋管及び排水ポンプ場の操作管理 2 公園、街路樹等の被害調査及び応急措置
	住宅班	市営住宅課長	建築課 建築指導課 都市計画課 住宅政策課 市営住宅課 その他建築課、建築指導課 等指定職員	1 被災建築物の応急危険度判定 2 応急仮設住宅の設置及び管理 3 市営住宅の被害調査及び応急措置 4 公営住宅又は賃貸型応急仮設住宅の空室確保
上下 水道 対策部	上下水道総括班	技術担当次長	上下水道部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	上下水道資材班	経理課長	経理課	1 復旧資機材、応急給水資機材、車両及び救急物資等の調達
	上下水道広報班	営業管理課長	営業管理課	1 上下水道に関する電話対応及び広報活動
	水道施設対策班	上水道整備課長	上水道整備課 給排水設備課	1 水道の被害状況の調査及び復旧計画策定 2 重要施設（病院、避難所等）対策及び応急給水 3 配水管等の復旧
	下水道施設対策班	下水道整備課長	下水道整備課 給排水設備課	1 下水道の被害状況の調査及び復旧計画 2 重要施設（病院、避難所等）対策 3 下水道本管、マンホール等の復旧及び復旧計画策定 4 合併処理浄化槽等対策
	浄水管理センター班	浄水管理センター所長	浄水管理センター	1 取水、浄水、配水施設の被害調査、復旧及び取水、送水、配水の調整 2 水質管理対策
	浄化センター班	下水道施設課長 (南部浄化センター所長)	下水道施設課	1 処理施設の被害調査、復旧及び汚水揚水、し尿受入の調整 2 下水の水質管理対策 3 排水機の運転・管理

部	班	班 長	所属課 (指定職員を除く全員)	分掌事務
総 合 支 所 対 策 部 (※)	総合支所総括班	総合支所次長	地域振興課	1 総合支所対策部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 被害情報の収集及び本部への災害状況の報告 3 市民に対する災害広報 4 庁舎の点検、被害調査及び応急措置 5 市有車両の管理及び配車計画 6 り災証明の交付
	衛生建設産業班	環境建設課長	環境建設課 産業振興課 農業委員会地域事務所	1 災害危険箇所の警戒及び応急措置 2 道路・橋梁、河川及び排水路、公園、街路樹等、その他所管施設の被害調査及び応急措置 3 交通不通箇所及び通行路線把握 4 樋門、樋管及び排水ポンプ場の操作管理 5 市営住宅の被害調査及び応急措置 6 被災地の防疫活動 7 災害時の環境衛生指導 8 災害による塵芥、がれき、廃棄物等の収集 9 下水道施設の被害調査及び応急措置 10 し尿の収集、処理 11 清掃施設の被害調査及び応急措置 12 林地及び農作物、農地、農業用ため池、農業施設、畜産及び畜産施設の災害対策及び被害調査 13 商工業者の被害調査 14 観光施設の災害対策及び被害調査
	避難福祉支援班	市民福祉課長	市民福祉課 文化スポーツ課 教育事務所 その他指定された職員	1 市税の納付相談、減免に係る申請・調査 2 一般被災住宅等の被害調査 (応急危険度把握は都市施設対策部と連携) 3 被災者相談窓口の開設・運営 4 行方不明者の把握 5 避難行動要支援者の安全確保及び保護 6 被災した避難行動要支援者への支援 7 児童・生徒の安否確認 8 避難所の開設・運営(補助) 9 避難所における食料、物資等の供給(補助) 10 所管地域の避難施設の維持・管理 11 その他避難所における避難者への支援(補助) 12 火葬の許可
消 防 団 対 策 部	消防団総括班	消防団主幹	防災対策課(消防チーム)	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 各対策部との連携
	消防団班	各支団長及び各分団長	各支団及び各分団	1 火災防ぎょ 2 消防団の総括及び連絡 3 団員の招集及び隊の編成 4 災害危険箇所の警戒及び応急処置 5 災害箇所の被害拡大防止 6 避難情報の伝達及び避難者の避難誘導 7 管轄(分団)区域内の被害状況の情報収集

※所掌事務は本庁所管対策部との調整による

水害時の避難情報発令基準

避難情報発令基準		体制
高齢者等避難		
洪水予報河川(筑後川)		
・指定河川洪水予報(3時間後までの予報)により、今後、水位観測所の水位が『氾濫危険水位』に到達することが予想される場合		
水位周知河川(隈上川、小石原川、巨瀬川、大刀洗川、宝満川、高良川、広川、田手川)		
・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『氾濫注意水位』に到達した場合		
中小河川(金丸川、山ノ井川、下弓削川、陣屋川、切通川)		
・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『氾濫注意水位』(『避難準備水位』)に到達した場合		
避難指示		
洪水予報河川(筑後川)		
・指定河川洪水予報「氾濫危険情報」が発表された場合 ※河川事務所より「河川氾濫のおそれ」の緊急即報メールが配信		
・水位観測所の水位が『氾濫危険水位』に到達し、指定河川洪水予報により水位上昇が予想されている場合		
水位周知河川(隈上川、小石原川、巨瀬川、大刀洗川、宝満川、高良川、広川、田手川)		
・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『避難判断水位』に到達した場合		
中小河川(金丸川、山ノ井川、下弓削川、陣屋川、切通川)		
・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『氾濫危険水位』(『避難指示水位』)に到達した場合		
・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水門又は樋門を閉じた場合		
各河川共通		
・異常な漏水が発見された場合		
緊急安全確保		
洪水予報河川(筑後川)		
・指定河川洪水予報「氾濫発生情報」が発表された場合 ※河川事務所より「河川氾濫のおそれ」の緊急即報メールが配信		
・氾濫開始水位に到達した場合		
各河川共通		
・決壊や越水・溢水が発生した場合		
・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合		
・避難情報が発令されている場合で、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合		
		災害対策本部